

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

アラブ首長国連邦における 模倣品対策水際取締

2005年3月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。平成 16 年度は、中国、韓国、タイを中心として、知的財産保護に関する情報収集・提供、個別相談などを実施いたしました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「アラブ首長国連邦における模倣品水際取締」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です。(<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>) 本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2005 年 3 月

日本貿易振興機構
経済分析部
知的財産課

目次

第 1 章	エグゼクティブ・サマリー	1
第 2 章	背景	2
	2.1 はじめに	2
	2.2 政治	2
	2.3 司法制度	3
	2.4 知的所有権法	4
	2.5 税関	5
	2.6 知的所有権の施行	5
第 3 章	差し止めの主要手続き	6
	3.1 書類	6
	3.2 押収前の手続き	7
	3.3 押収後の手続き	8
第 4 章	必要書類	9
第 5 章	期限	10
第 6 章	税関当局の権限	10
	6.1 G C C 関税法	10
	6.2 著作権法	12
	6.3 商標法	12
	6.4 不正行為取締法	12
	6.5 商慣習	13
	6.6 特許法	13
	6.7 その他	14

第 7 章	通関差し止め登録制度の存在	14
第 8 章	検査の現地代行業者の必要性	14
第 9 章	税関当局同士の情報交換の有無（例：データベースの共有など）	15
第 10 章	税関当局に存在する不文律の慣習および流儀	15
第 11 章	民事訴訟	15
第 12 章	模倣防止 N G O	16
第 13 章	通関料および保税倉庫留置	16
	13.1 通関申請料	16
	13.2 担保	17
	13.3 訴訟費用	17
	13.4 保税倉庫留置・担保	17
第 14 章	その他訴訟	17
	14.1 民事訴訟	17
	14.2 行政訴訟	17
	14.3 刑事訴訟手続き	18
第 15 章	通関差し止め手続きのフローチャート図	19
第 16 章	税関当局の連絡先	20
第 17 章	検査機関の連絡先	22
第 18 章	検査代理業者の連絡先	22
第 19 章	類似した商標を付けた商品でも押収できるのか、あるいは全く同じ商標を付けた商品でないと押収できないのか？	23

第 20 章	U A E および近隣諸国を通過する模倣品を防止する何らかの手段が講じられているのか？ 手段を講じていない場合、何らかの規制が行われているのか？ 23
第 21 章	差し止めはどの知的所有権に基づいているのか？（商標、意匠、著作権、特許？）税関当局は、どの知的所有権に基づいているか？ 23
第 22 章	権利侵害者の行動例 24
第 23 章	通関差し止めの抑止効果 24
補遺 A	委任状見本 25
補遺 B	トバイ税関宛ての書簡見本 28
補遺 C	G C C 諸国の共通関税法 31
	パート 1 - 用語の定義 31
	パート 2 - 第 24 条、第 80 条 35
	パート 3 - XIII 節 36
補遺 D	著作権法 - セクションサーバー 48
補遺 E	商標法 - パート 6 51
補遺 F	不正行為取締法 54
補遺 G	不正行為取締規則 59
補遺 H	商習慣の法体系 - パート 3 65
補遺 I	特許法 - 一部条項 67
補遺 J	ジェベル・アリ自由貿易地域法 69
補遺 K	商業代理店法 72

第1章 エグゼクティブ・サマリー

世界の主要製造基地であるアジア、および西洋という消費者市場の間に位置するU A E（アラブ首長国連邦）、殊にドバイは、屈指の積替拠点である。2004年、ドバイ港は642万TEUs¹を処理しており（2003年比で24.6%の増）、規模で世界第10位、成長のスピードで世界第3位である。

石油産業を根幹とするアブダビは、1958年の石油発見以来、U A Eの開発に極めて重要な存在であるが、伝えられるところによると非石油部門（ドバイに集中）が同国のGDP（国内総生産）の88%を占め、さらに重要性を増しているという。急激に増え続ける外国人の労働者人口によって繁栄がもたらされ、それだけでU A Eは重要な消費者センターにもなりつつある。

U A Eを構成する7首長国は、それぞれ独自の税関当局を運営している。権利侵害品を差し止めた際に上記の当局が行う手続きは、湾岸協力会議（GCC）の構成メンバー国であるバーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、U A Eに適用される、湾岸協力会議共通関税法（GCC関税法）を通じて一応は統一されている。

ただし、U A Eの税関当局によっては手続き上の相違が多少は見出せる。本報告書はU A E最大の港を運営するドバイの立場を中心に検討するものである。

GCC関税法に基づいて与えられる権限により、U A Eの税関当局は権利侵害品の容疑で押収する権限を付与されている。商品が違法かどうかの立証は、独立系の犯罪立証機関に一任されている。違法であると追認された商品は税関によって押収され、行政機関によって罰金を科せられる。（ただし、権利侵害品の再輸出を要求することを税関に通達済みである）刑事訴訟は検察庁が担当し、権利所有者による民事訴訟と一緒になる。

本報告書で言及している法律は、例外なくアラビア語の原本を指すものとし、かかる原本は、当局が本報告書を作成する場所の言語に翻訳のこと。

本報告書はU A Eの立場の概略を述べ、何らかの侵害行為があった際の参考として本報告書を参照に供する。

¹ 20フット単位（コンテナ荷扱量を量的にあらわす単位）

第2章 背景

2.1 はじめに

U A E は、アラビア半島北西部に位置する 7 つの首長国で構成されており、総面積は 33,000 平方マイルである。南側と西側はサウジアラビアと国境を接し、東南と北東はオマーンと国境を接している。ムサンダム半島の一角はオマーンの飛び地的な領土であり、その飛び地とオマーン的主要領土の間を U A E がから切り離している形になる。

U A E の領土の大半はアブダビ (25,000 平方マイル) 首長国に属し、アラビア湾から南に 100 マイル伸びた長方形のような形をしている。他の 6 つの首長国は北部首長国と普通は呼ばれている。アブダビから北東に進むと、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ウムアルカイワイン、ラスアルハイマがある。オマーン湾のドバイの真東にフジャイラがある。

U A E の領土の大半が砂漠であり、殊にサウジアラビアの空白の区域になるアブダビ海岸の南方は完全な砂漠である。U A E の主要都市は、アブダビおよびドバイである。首都のアブダビは 10×7 平方マイルほどの島である。アブダビは U A E の行政中心区であると同時に、外交首都でもあり、ドバイは U A E の商業中心区として知られている。ドバイのポートラシドおよびジュベール・アリ自由貿易地域には、輸入・再輸出を対象にした主要な海港と空港がある。

次に重要な都市はシャルジャであり、ドバイの北東へ行くことわずか 12 マイルである。この地域の最大の都市だったのだが、隣の都市に押される形になってしまった。それでも、近代的な海港と空港があり、ビジネス界隈があり、依然として U A E 基幹施設の重要な一角をなしているのである。

北に進むと、アジュマンおよびウムアルカイワインがあり、比較的小さな海岸の街である。ラスアルハイマは北東部の中心である。東南にはフジャイラがあり、他の首長国からはやや離れているが、申し分のない港湾施設が整っている。最後に残る入植地は、アブダビ市真東にあるプライミ・オアシスのアルアインであり、その他にディバ、コルファカン、カルバ、タリフ、ジャバル・ダーナなどの海岸の街がある。

2.2 政治

1971 年、6 つの首長国 (数カ月後の 1972 年、7 番目の首長国ラスアルハイマが追加) の首長がアラブ首長国連邦を誕生させた。当初は 5 年間有効の暫定憲法を制定したが、小さな改定をたびたび加えて延長してきた。最近の暫定憲法改定は 1996 年 12 月である。

暫定憲法の条項に基づき、U A E は、諸首長国の国境線を地理的に拡大した独立した主権国である。本体制の枠組みの下で、各首長国は相応の主権を保持する。

U A E 政府は、7 人の首長による最高評議会に委ねられている。現在の大統領はアブダビの首長のシェイク・ザイド・ビン・スルタン・アル・ナハヤン（ザイド大統領）であり、副大統領はドバイ首長の H・H・シェイク・マクトゥーム・ビン・ラーシド・アール・マクトゥームである。ドバイの皇太子である H・H・シェイク・モハメッド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥームも権力と影響力を持つ人物であり、過去 10 年間ほどにわたるドバイの急激な拡大に貢献した人物である。

加えて、閣僚評議会があり、その主な任務は、各大臣の業務の監視、U A E 連邦国民評議会の審議にかける法案の提出、最高評議会で決定を下した法律の制定である。閣僚評議会は、各首長国から指名された年長者で構成された諮問委員会である。同評議会は法的権力を有していない。

首長国は、各々の主権を U A E 連邦政府に委譲している。外交、国防、国家安全保障、治安、民間航空、移民、通貨、健康、教育、情報といったものが連邦政府の担当である。知的所有権（商標、著作権、意匠、特許）、労使関係、海事法、独立行政法人、犯罪関連、会社法、民法、民事訴訟、その他連邦法の条項が増え、連邦司法権に集中した。連邦司法権下にあると明記されていないもの、あるいは連邦法の特定条項として制定していないものは、連邦政府の介入がない限り、一般に各々の首長国にとっての国内的な問題と見なされる。

各々の首長国の行政当局によって時折打ち出される規制に加えて、各々の首長国にのみ通用する法令もある。例えば、ドバイ、シャルジャ、ラスアルハイマは、各首長国でのみ通用する契約法（イギリスの契約法に基づく）を有し、ラスアルハイマは独自の商標法を有していたが、今では連邦法が優先する。

連邦裁判官が連邦最高裁の長を務める。ドバイ、ラスアルハイマ、ウムアルカイワインを除く首長国の民事裁判所は、U A E 連邦制度の枠内で構成される。ドバイ、ラスアルハイマ、ウムアルカイワインの場合、独自の司法制度を有している。

2.3 司法制度

1971 年に制定された暫定憲法の条項に基づき、U A E はイスラム国家として建設されている。イスラム教は国教として定められ、指導原理および法源としてイスラム法が制定された。

ドバイ首長国およびラスアルハイマ首長国を除き、各首長国は、法務イスラム省の支配下にある連邦の連邦法制度を採用した。ウムアルカイワイン首長国も表面上は連邦制度の埒外にあるが、U A E 連邦制度にほぼ追従しており、同国の法廷は連邦法務相によって大枠で管轄されている形をとっている。

ドバイはU A E 連邦制度の埒外にあり、ドバイ法廷はドバイ政府の法務省の管轄下にある。ドバイ首長国法が優先されたり、ドバイ首長国法に置換されたりしていない限り、ドバイの法廷が適用している法律はU A E の連邦法である。要約すれば、連邦裁判所に関する見解は、アブダビ、シャルジャ、アジュマン、ウムアルカイワイン、フジャイラなどの首長国に大枠で適用されるものと見てよい。ドバイ法廷は別個の存在として扱われる。

ドバイを除き、二通りの法廷制度がある。最初のものはシャルジャ法廷制度であり、もう一つが連邦法廷制度である。シャルジャ法廷は大まかに言って家庭および相続問題に限定される。その他の問題はほとんど連邦裁判所で取り扱う。

U A E 連邦制度における法廷は三審制を敷いている。第一審裁判所、控訴院、破棄院または最高裁である。訴訟手続きはアラビア語であり、法務省登録の弁護士によって法廷に告訴が持ち込まれる。

地域的に適用される法律は、究極的にはフランス法制度を模倣した民法制度に則ったものである。法廷は当事者制度ではなく、糾問制度をとる。

裁判以外の方法として、各首長国の商工会議所が調停を行うことがある。調停の争議について言及しておくため、契約書にその旨含むという同意は、地方裁判所によって認められるのが通常である。ドバイ商工会議所も英語による調停を行うことができる。

連邦政府に対する訴訟は、法務省の同意の下、アブダビの裁判所を通じてのみ行われる。

各首長国の政府は、首長国外の司法管轄区あるいは外国の法廷で裁判が行われるのを防止する意味で、一応は法律で規制している。政府に対する訴訟については、当該首長国の首長官邸の同意を得た上で、初めて行える。

連邦裁判所の執務は、民事訴訟法に規定されるものとする。本民事訴訟法は、ドバイおよびラスアルハイマでも採用されている。

2.4 知的所有権法

(a) U A E 商標法

2002 年制定の法律 No.8 (商標法) を編入した 1992 年制定の連邦法 No.37 に基づき、U A E では商標を保護している。商標登録は、U A E 経済計画省 (T M S) の商標部において行う。

商標法に基づく登録は、U A E 7 首長国の商標所有者を保護するもので、10 年間有効である。そして、その後更新することにより、さらに 10 年間にわたり登録を延長できる。所有者が商標登録後の 5 年間に使用開始した場合、U A E 裁判所を通じて商標の所有権について異議申し立てを受けることなく、U A E で当該商標を使用する権利を完全に認められるものとして考慮される。U A E 市場（あるいはその他市場）にて未発売の製品であっても、商標法に基づいた登録申請書を出願できる。

(b) U A E 著作権法

著作権および著作隣接権（著作権法）に関する 2002 年制定の連邦法 No.7 は、著作権および関連の権利を保護するものである。著作権法は、多種多様なカテゴリーの芸術的かつ技巧的な作品を保護するものである。なかでも、本、音楽、写真、映画、ビデオ、絵画、コンピュータソフトなどの作品である。

作品の著作権登録に関する 2004 年制定の No.131 行政決定に基づき、U A E 情報文化省に登録する。

(c) U A E 特許法

特許、図面、工業製品モデルの工業所有権の体制および保護に関する 2002 年制定の連邦法 No.17（特許法）は、特許、実用新案、図面、工業製品モデルなどの登録制度を記述したものである。特許保護は、湾岸協力会議の特許局（G C C 特許局）でも行う。G C C 特許局が認可した特許が網羅するのは、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦といった G C C 諸国である。

2.5 税関

U A E の各首長国は、G C C 諸国共通の関税法（G C C 関税法）に規定された自立型の税関当局を管理する。G C C 関税法は 2002 年 1 月に実施され、G C C 領域内の全税関当局に適用される。それでも、詳細な手続きは国によって、さらには U A E 首長国によって異なる。

2.6 知的所有権の執行

U A E には、U A E 内で知的所有権を執行する職権を有する機関がある。

U A E における権利侵害の訴訟の大半は行政当局が取り扱っている。ドバイの経済開発部商業保護課は、小売りレベルでの商標権執行に非常に積極的である。シャルジャにおける上記と同様の組織は、シャルジャ自治体商業取引部の「反不

正・詐欺部門(Anti Fraud and Deception in Commercial Dealings Department)」である。アブダビにおいて行政摘発をとる手続きは、本報告書を書いている時点において調査中である。

税関当局は様々な法律、殊にGCC関税法に基づいて、措置を講じる職権を有している。(第6章参照)

警察も、知的所有権を徹底させるために措置を講じることができる。ドバイにおける侵害事件は、警察の犯罪調査部(CID)の経済犯罪課に一任されている。CIDに一任され、権利侵害品が押収された案件では、模倣容疑者に対する刑事訴訟につながることが多い。そうした訴訟手続きは検察官の責務であるが、そうした訴訟手続きに対して、刑事訴訟の事情聴取を聞く権利を得るため、権利保持者が同時に民事訴訟を起こすことがある。

第3章 差し止めの主要手続き

3.1 書類

知的所有権の侵害に基づいて、UAE税関当局によって商品を差し押さえてもらう第一ステップは、該当貨物の詳細を税関に提出することである。かかる詳細は、輸入商品が持ち込まれる首長国の税関当局宛の書状に記載する。UAEの各税関当局の具体的な連絡先は、本報告書の第16章に記載されている。

税関への書状はアラビア語(またはアラビア語と英語の併記)で書き、以下の内容を含むことが必要となる。

- (a) 書状の送付人が、権利所有者が作成した委任状に基づいて職権を行使できることの追認。委任状を公証し、もし権利所有者がUAE国外の法人である場合、当該会社の本国にあるUAE大使館・領事館に認証を求めること。日本の会社の場合、手続きは以下の通りである。
 - (i) **公証** - 日本において、公証人の前で企業の正規代理人が委任状に署名すること。
 - (ii) **認証** - 日本の各地法務局(例えば、東京法務局)、日本の外務省、在日UAE大使館によって認証された委任状であること。以上の書類をUAEに送付して、UAE外務省において認証手続きが完了する。

委任状の写しを書状に同封すること。税関への申立を行い、そのフォローアップしていくのに必要な委任状のひな型を補遺Aに示す。

- (b) 依拠している知的所有権の概要書ならびに当該知的所有権の証拠書類。例えば、権利所有者がUAEで登録している商標登録に依拠する場合、当該商標の登録証明の写しを同封すること。
- (c) 押収品と比較するための本物の商品の見本。
- (d) 問題の商品輸入に関する詳細情報。以下を記入すると理想的である。
 - (i) 商品の明細（判明している場合、国際統一商品分類番号も記入）
 - (ii) 貨物明細、（判明している場合）船舶、コンテナ番号、到着予定日も記入）
 - (iii) 問題の商品
 - (iv) 商品の梱包明細
- (e) 不服申立に対する法律原理（税関に職権を付与する適用される規則の概要含む）

押収品が権利所有者の知的所有権を侵害していなかった場合、税関当局は商品輸入を巡り、関係者が受けた損害を権利所有者による担保の提出で保証するよう要求する。また、商品価格に基づき、税関が決定した保税倉庫留置・金銭保証について、確実に担保で保証することも権利所有者に要求する。

権利所有者の権限を無視して登録商標を付けた模倣品輸入に関するドバイ税関宛ての書状見本を、補遺Bを参照に示す。

税関宛ての書状は、税関担当官との打ち合わせによってフォローアップしていくのが望ましい。

3.2 押収前の手続き

税関当局が貨物に疑いを持った場合、商品の検査を行い、権利侵害品であるとみなせば没収することができる。

税関は、貨物および貨物を隠すための部材、輸送手段に関する書類を押収する職権を有する。ただし、輸送手段に関しては、疑わしい商品を違法輸入する目的で特別に仕立てたのでない限り、貨物を運ぶための船舶、飛行機、バスを除く。

押収次第、検査担当官は以下の項目を含めた報告書を作成すること。

- (a) 報告書を作成した場所、日付、時間

- (b) 貨物を摘発した検査担当官の氏名、職位、署名
- (c) 報告書を作成した税関担当官の氏名、職位、署名
- (d) 国籍、職位、職業、住所を含めた容疑者の詳細
- (e) 商品明細、押収した数量、価格、タリフ番号・国際統一商品分類番号を含めた押収品の詳細
- (f) 容疑者または商品輸入の責任者の陳述を含む詳細データ
- (g) 立会人の陳述（有る場合）
- (h) 容疑者あるいは商品輸入の責任者に対して陳述が読み上げられたか否か、および当該陳述に対して責任者が同意の旨の署名を行ったか、あるいは署名を拒絶したかの追認
- (i) 押収品の商品目録
- (j) 押収品の参考見本

押収報告書は少なくとも2人の税関担当官によって作成されるのが普通であるが、時と場合によっては1人でもよい。

押収報告書の真実性および正確性については検討の余地がある。

3.3 押収後の手続き

ドバイにおいて商品が押収されて押収報告書が税関によって作成された後、ドバイ警察が管轄する犯罪立証室、あるいは税関が利用している民間の犯罪立証機関に、税関は参考見本とともに押収報告書を送付する。犯罪立証機関の担当官は、押収品かどうかについて追認し、報告書を作成する。当該報告書は、港湾、関税、フリーゾーン公社の法律関係者に送付される。

税関長（長官から権限を付与された税関担当官を含む）は、該当品押収の命令とともに、商品輸入に関与した者に対して罰金を科する。押収命令は輸送手段、貨物に使用した道具や材料も対象とする。ただし、輸送手段に関しては、疑わしい商品を違法輸入する目的で、特別に仕立てたり雇用したりしたのでない限り、貨物船、飛行機、鉄道、公用車などの公共の交通機関を除く。

税関長（長官から権限を付与された税関担当官を含む）が権利侵害と判断した場合、当該商品の輸入に関与した者は拘留され、身柄を拘束される。ドバイでその

ような事態に陥った場合はドバイ警察に報告が行き、警察によって事件の調査が行われ、警察が権利侵害と判定した場合、警察は公訴を提起するよう検察官に要請する。

検察庁が提起した刑事訴訟とは無関係、あるいは一部が関係する形で権利所有者が民事訴訟を起こすことがある。

G C C 関税法に基づき、税関長（長官から権限を付与された者も含む）の判定に対する訴は、当該税関当局の管轄省庁の大臣に要請するものとする。現実には、アブダビにおける当該要請の場合、財務局にある税関担当官で構成する委員会によって処理される。ドバイ税関からの要請を処理する具体的な手続きは存在していない。

判決に対しては控訴院に上訴し、さらには破棄院に上訴となる。

第 4 章 必要書類

押収品の知的所有権の所有者に代理して申立を行う際に、その裏付けとして税関に提出しなければならない書類は以下の通りである。

- (a) 第 3.1 章に基づく告訴理由書
- (b) 委任状、場合によっては公証および認証が必要
- (c) 問題となっている知的所有権所有者の所有権を追認する証拠書類

押収品と比較するための本物の見本も提出のこと。

第5章 期限

GCC 関税法に基づき、税関に告訴を提起するのに決まった期限はない。

第6章 税関当局の権限

6.1 GCC 関税法

GCC 関税法の第 XIII 節は、「密輸」についての措置を講じる職権を UAE 税関当局に付与するものである。（GCC 関税法の第 XIII 節については、補遺 C パート 3 にて詳述）「密輸」とは、GCC 関税法あるいは他の法律²に記載されている禁止事項あるいは規制に違反して、UAE 国内あるいは国外へ商品を持ち込みあるいは持ち出すこと、あるいはそうした試みをいう。

UAE 知的所有権法に記載されている禁止事項に加えて（第 6.2～6.6 章参照）、GCC 関税法には、管轄当局³が発行した決議文に関連して、商業所有権、工業所有権、著作権に関する法律に違反して、自由貿易地域に商品を持ち込むことに関して禁止する旨記載されている。ドバイおよびその他 UAE の主要港には例外なく自由貿易地域がある。

「密輸」は、以下も含むものと明記されている。

- (a) 合法輸入品⁴であることを立証する証拠を提出しない禁止品あるいは規制品を輸送あるいは入手する行為
- (b) 税関区域内において、税関当局の管轄下にある商品を法律関係書類⁵なしに輸送あるいは入手する行為

同様に、「禁止品」とは、「本法あるいは他の法律の条項に基づき、輸入または輸出が禁止されている商品」⁶と定義されている。また、「規制品」とは、「本法あるいは他の法律の条項に基づき、輸入または輸出が規制されている商品」⁷と定義されている。

² GCC 関税法 80/4 条 - 補遺 C パート 2 参照

³ GCC 関税法 142 条

⁴ GCC 関税法 143(12)条

⁵ GCC 関税法 143(13)条

⁶ GCC 関税法 2(26)条

⁷ GCC 関税法 2(27)条

加えて、管轄当局⁸の承認のない限り、GCC 関税法では、禁止品および権利侵害品の輸入、通過、輸出も禁止している。

以上の条項は、商標法、著作権法、その他に基づき、知的所有権を侵害する商品押収の措置を講じる職権を、ドバイ税関に付与するものである。GCC 関税法の第 XIII 節に記載されている具体的な職権とは以下の通りである。

- (a) 税関担当官は、港に停泊中、入港中、出港中の船舶に乗り込み、輸送対象の全商品および船舶自体を検査する職権を有する⁹。
- (b) 関連書類¹⁰も含め、「禁止品」¹¹の疑いのある商品を押収する権利を税関は有する。
- (c) 「密輸」¹²の疑いのある商品の検査を行う職権を税関は有する。以上の職権は、税関の管轄内にある港および領域に限定されているのが普通であるが、税関管轄領域で摘発し、「密輸品」と思われる商品の輸送を追跡する職権も税関は有している。
- (d) 違反した容疑者、違反を試みようとした容疑者、「密輸」¹³に関与した容疑者を拘留する職権を税関は有する。
- (e) 税関は、「密輸」と名の付く商品、貨物隠匿に使われた部材、輸送手段（疑わしい商品を違法輸入する目的で特別に仕立てたのでない限り、乗客を運ぶための船舶、飛行機、公共バスを除く）、違反¹⁴を立証するのに必要な書類を押収する職権を有する。
- (f) 税関による身柄拘束
 - (i) 「密輸」行為をした者
 - (ii) 税関担当官に抵抗した者
 - (iii) 罰金、その他科せられるかもしれない罰則を無視して脱出するかもしれない者¹⁵

職権に基づいて身柄を拘束された者は、拘束された時点から 24 時間以内に出廷しなければならない¹⁶。

⁸ GCC 関税法 24 条 - 補遺 C パート 2 参照

⁹ GCC 関税法 123 条

¹⁰ GCC 関税法 127 条

¹¹ GCC 関税法 124 条

¹² GCC 関税法 126 条

¹³ GCC 関税法 128 条

¹⁴ GCC 関税法 133 条および 135 条

¹⁵ GCC 関税法 137 条

- (g) 税関は行政訴訟¹⁷を提起することによって、違反者¹⁸に罰金を科すことができる。
- (h) 違反者が身柄を拘束されない場合、税関は権利侵害品¹⁹輸入の輸送手段を売却することができる。
- (i) GCC 関税法²⁰に基づき、税関は問題を取り扱う専用法廷を設立する職権を有する。本報告書の執筆時点において、U A E にはそのような法廷は設立されていないが、ドバイ税関は計画に入れている模様である。

6.2 著作権法

著作権法の第 7 節は、著作権侵害に関するさまざまな違反について詳述している。(著作権法の第 7 節の写しは補遺 D にある) 著作権法の第 36 条は、著作権を侵害しているという前提で、20 日間まで商品差し押さえの解除を延期するため、(著作権所有者の申立に基づき行使される) 特別の職権を税関に付与している。

加えて、著作権法の第 7 節の残りの条項は、著作権が侵害されたさまざまなケースについて詳述している。以上の条項は、侵害行為に対する措置を講じるための職権を税関に直接付与するものではない。しかし、GCC 関税法に基づき、輸入しようとしていた権利侵害品は、税関によって押収される可能性のある「禁止品」または「規制品」扱いとなる。

6.3 商標法

商標法の第 6 節は、登録商標侵害に関するさまざまな違反について詳述している。(商標法の第 6 節の写しは補遺 E にある) 以上の違反は、侵害行為に対する措置を講じるための職権を税関に直接付与するものではない。しかし、GCC 関税法に基づき、輸入しようとしていた権利侵害品は、税関によって押収される可能性のある「禁止品」または「規制品」扱いとなる。

6.4 不正行為取締法

未登録の商標権の権利侵害に関する U A E の法律は、主に 1979 年制定の商取引における詐欺および欺瞞の防止に関する連邦法 No.4 (不正行為取締法)、および不

¹⁶ GCC 関税法 137 条

¹⁷ GCC 関税法 145 条および 148 条

¹⁸ GCC 関税法 139 条

¹⁹ GCC 関税法 146 条

²⁰ GCC 関税法 161 ~ 165 条

不正行為取締法に基づく行政規制として 1984 年制定の行政規則 No.26 (不正行為取締規則) による。不正行為取締法の写しは補遺 F にあり、不正行為取締規則の関連章は補遺 G である。

不正行為取締法の第 1/4 条は、契約対象の商品の原産地に関して、契約で相手を欺くあるいは欺こうとするのは違反であると規定している。

不正行為取締規則は以下のように追加違反について詳述している。

- 第 1/7 条および第 2 条に基づき、どう見ても事実と反する「宣伝」を行うことは違法となる。(「宣伝」の定義は、直接的間接的を問わず、特許、商標、その他工業特許権に関する説明である)
- 第 4 条に基づき、商品の原産地について偽りの情報を記載することは違法である。
- 第 5/3 条に基づき、偽造商標あるいは模倣商標の使用は違法である。
- 第 6 条および第 7 条に基づき、原産地や供給地について偽っている商標もしくは原産地や供給地について誤解を与えかねない商標をつけた商品、または工業原産地の保護に関する適用法に準拠していない商品を輸入することは違法である。

不正行為取締規則の第 37 条に基づき、税関は不正行為取締法および不正行為取締規則の条項に準拠しているかを確認するため、輸入時に商品を検査する職権を有する。第 37 条も権利侵害品が原産地に再輸出されることを想定したものである。

6.5 商慣習法

U A E の商慣習法は U A E の商標権にも関係する。商習慣の第 II 章第 1 節パート 3 の写しは、補遺 H にある。商習慣の第 65 条は、貿易業者は商品の原産地または記述に関して虚偽を言いふらしてはならないと記述している。

6.6 特許法

特許法の第 15 条は、特許所有者の製品を第三者が輸入するのを防止する権利が、当該製品の特許所有者に有ることを明確に記述している。特許法の第 51 条に基づき、財務省工業所有権部で登録した図面および工業製品モデルに関しても、同様の権利が付与される。特許法の適用条項の写しは補遺 I にある。

6.7 その他

その他にもさまざまな法律があり、知的所有権を侵害した商品の輸出に対し、措置を講じるという職権を税関当局にもたらす。以上は、ジェベル・アリ港の自由貿易地域における商業活動に関する 1986 年制定の No.2 ドバイ法（ジェベル・アリ自由貿易地域法）を含むものであり、補遺 J に写しがある。

G C C 関税法第 80/4 条に関連する条項において、ジェベル・アリ自由貿易地域法第 13/2 条は、商業・工業・知識・文学・芸術などの所有権を保護する法律に違反する商品の持ち込みを禁じている。

その他権利所有者を間接的に支援する重要な法律は、貿易関連団体に関する 1988 年制定の連邦法 No.14 で改正された、1981 年制定の連邦法 No.18 であり（代理店法）、その写しが補遺 K である。代理店法は代理店を指名し、U A E に製品を輸入する手順について詳述したものである。代理店として指名されたら、経済計画省が保管する代理店登記簿に登録することとなる。代理店法第 23 条は、経済計画省に登録されている代理店以外の者が製品の輸入を行うことを禁じている。

したがって、権利所有者が U A E に向けて商標の付いた商品を輸入して販売するために代理店を指名し、その指名が経済計画省に登録されている場合、適用知的所有権法がどうであれ、登録されていない者が商標付き商品を輸入しようとしても、税関は商品を押収する権限がある。それにより、その商品が適用知的所有権を侵害していることを立証する手間を省くことができる。

第 7 章 通関差し止め登録制度の存在

権利所有者は、U A E 税関において商標権を登録できる。その商標を侵害していると思われる商品の貨物に税関が遭遇した場合、税関は通商計画省を通じて権利所有者あるいはその代理店に通知するものとする。

第 8 章 検査の現地代行業者の必要性

犯罪立証機関において、全押収商品が検査の対象となり（第 3.3 章参照）、侵害の疑いがかけられている商品の判定は、犯罪立証機関にて行われる。したがって、権利所有者は、押収された商品が知的所有権を侵害しているかどうかを追認するために、押収品の検査を行うための現地代行業者を必要としない。

それでも、現地に代理店があれば、代理店によって先行検査の手配が可能になることもあり、便利ではある。検査により、権利所有者の知的所有権を侵害していない商品であると追認した場合、商品輸入に伴う損害を最小限度に抑え、商品の差し押さえを解除できる。

第9章 税関当局同士の情報交換の有無 (例：データベースの共有など)

ドバイ税関は、船会社、船会社代理店、輸入業者のデータベースを管理している。かかる船会社などは、輸入コードあるいは代理店コードを適宜振り当てられている。データベースは輸入業者に関する詳細情報をソートすることが可能であり、権利侵害商品を取り扱っていると判明した輸入業者はブラックリストに載せられ、危ない会社として分類される。

ドバイ税関のデータベースは他の首長国の税関が直接アクセスすることはできないが、電話や電子メールといった他の方法で情報を交換することができる。

第10章 税関当局に存在する不文律の習慣および運用

UAEの税関当局は大変有能であり、詳細かつ正確な情報を提供すれば、驚くほど効率よく処理してくれる。適用法は税関の分掌を明確に規定している。ただし、手続きの詳細は、(法律の正式な改正なしに)場合によって、または首長国によって異なり、いつも法律を徹底させているというわけではない。税関当局および現行の手続きを熟知しているドバイの弁護士あるいは代理店を通じ、告訴することが大切である。

第11章 民事訴訟

UAEにおける民事訴訟は、主張陳述書に基づき提起される。関連書類を添付し、アラビア語に翻訳する必要がある。次に、若干の口頭による弁護を伴いつつ、両当事者が弁論を交わす一連の事情聴取の形で当該訴訟が進められる。やがて、法廷は訴訟を専門家に任せるか、判定を下すことになる。略式裁判はない。

審理は一般に公正公明である。国際訴訟の場合、外交ルートを通じて訴訟公務が遂行される。いずれにせよ、全部が駄目な場合、地元新聞紙の広告を使って審理を行うことになる。

第一審裁判所の場合、アブダビにおける訴訟の大半が 18 カ月以内に審理が行われ、ドバイ第一審裁判所で判決が下るまで 6 カ月はかからない。控訴裁判所の段階は約 6 カ月と非常に早く進行するものの、最終上訴審は遅れが目立つ。判決やり直しのため控訴裁判所に訴訟を差し戻すということは、破棄院や連邦最高裁ではよくある。上訴の期限は、判決が下された日から 30 日以内が一般的である。

訴訟に要する費用のうち、回収できるのは極わずかな額にすぎない。裁判手数料は回収できる。裁判手数料および訴訟費用ともスライド制に基づいて査定が行われる。ドバイにおける仮差し押さえ申請書の場合、裁判手数料は現時点において最大で U A E 通貨の 15,000 ディルハム (A E D 15,000) であり、実体審理が 30,000 ディルハム (A E D 30,000) である。裁判手数料は上訴手続きの各段階において、それぞれ半減する。裁判手数料はアブダビおよび他の首長国では若干少なめである。

他の多くの中近東諸国と同様に、U A E における訴訟手続きの開始は、例外なく委任状の条項に左右される。委任状は必ず公証されたものであること。U A E 国外で公証された委任状である場合、公認して完璧に立証しなければならないのが普通である。

第 12 章 模倣防止 N G O

現時点において、商標模倣への対策として、一緒に行動するために U A E に設立された業界団体は一つだけである。その業界団体は、自動車商標保護連合 (A B P C) という名称で運営されている。A B P C に関する詳細は以下の通りである。

組織名： 自動車商標保護連合
Tel： +9714 228 9454
Fax： +9714 224 7658
Email： info@nofakeparts.com
Website： <http://www.nofakeparts.com/>

第 13 章 通関料および保税倉庫留置

13.1. 通関申請料

G C C 関税法に基づき、押収対象の商品に対する料金は不要である。

13.2. 担保

押収された商品が知的所有権を侵害していないという判定が下された場合、税関は権利所有者に対して、商品を押収された被害当事者の損害について支払の担保の提供を要求することができる。

13.3. 訴訟費用

(刑事訴訟の期間中に権利所有者が民事訴訟を提起しない限り) 税関が提起する刑事訴訟および行政手続については、権利所有者が費用を支払う必要はない。

民事訴訟の費用はスライド制に基づいて査定が行われる。ドバイにおける仮差し押さえ申請書の場合、裁判手数料は現時点において最大でU A E通貨の 15,000 ディルハム (A E D 15,000)であり、実体審理が 30,000 ディルハム(A E D 30,000)である。訴訟費用は上訴手続きの各段階において、それぞれ半減する。裁判手数料はアブダビおよび他の首長国では若干少なめである。

13.4. 保税倉庫留置・担保

商品価格に基づき、税関が定める保税倉庫留置または保証金を提供するよう権利所有者に対して税関は要求できる。そうした保税倉庫留置・保証金は、第 14.2 章に基づいて要求に対する担保の裏付けとなる。

第 14 章 その他訴訟

14.1 民事訴訟

一般に、権利所有者は、知的所有権の侵害に際して、民事訴訟を提起する権利を有している。U A Eにおける民事訴訟の手続きは、第 11 章に概要を示した。知的所有権の侵害、殊に刑事訴訟の範囲で訴訟が提起されるという点を考えるに、民事訴訟を提起できるという権利は重要である。(第 15.3 章参照)

14.2 行政摘発

U A Eにおいて模倣行為と対峙するという意味で、行政摘発は大切なものとなる。ドバイにおいて行政摘発を管轄する主要当局は、経済開発部の商業保護課である。

商業保護課に申立書を提出する際には費用がかかる。一般に、基本料金は 2,000 ディルハムであり、さらに、摘発対象の店舗数にもよるが、検査料が追加される。

店舗数	ディルハム
1-5	500
6-10	1,500
11-15	2,500
16-20	3,000
20 以上	5,000

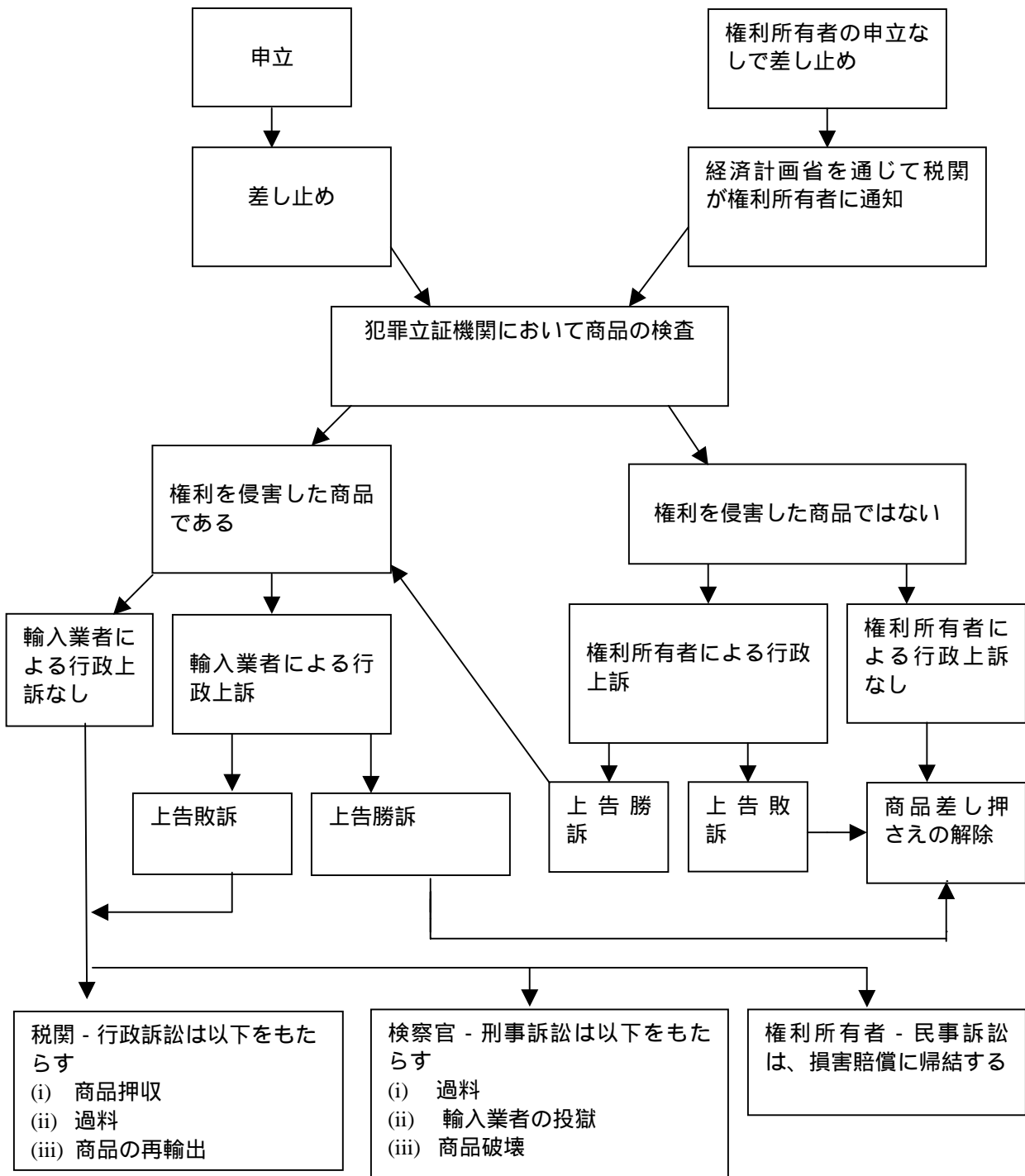
商業保護課は、侵害行為の程度により、また侵害行為の再発であるかどうかにより、最高 40,000 ディルハムまでの罰金を科している。侵害行為を繰り返した場合、商業保護局は侵害を働いた者の土地と建物を没収する。商業保護課の摘発は、提起された民事訴訟あるいは刑事訴訟とは無関係である。

14.3 刑事訴訟手続き

刑事訴追の進行は検察官の裁量による。権利侵害者に対して訴訟を提起するかどうかは検察官次第であり、提起する場合は告訴の手続きをどのように進めるかを決めることになる。

ただし、刑事訴訟の途中で権利所有者が民事訴訟を提起することは可能である。刑事訴訟の事情聴取における仲裁付託書を権利所有者が作成できるため、重要な戦術となり得る。

第 15 章 通関差し止め手続きのフローチャート図



第 16 章 税関当局の連絡先

ドバイ

Director General
Dubai Customs Dept
Ports, Customs & Free Zone Corporation
PO Box 63
Dubai
UAE

Contact: Mr. Ahmed Buti Ahmed
Tel: 04-302 3413
Fax: 04-345 0657

検査部

Tel: 04-302 3680
Fax: 04-345 0019

法務部

Tel: 04-3023682
Contact: Mr. Al Tejani Al Zubair
Contact: Mr. Saleh Jasim

法務部 (Jジェベル・アリ)

Tel: 04-8814888
Contact: Mr. Majad Obaid Bashir

アブダビ

Under Secretary
Abu Dhabi Customs Dept
PO Box 255
Abu Dhabi
UAE

法務部

Contact: Mr. Medhat Rekabi
02-6730700
02-6731150

シャルジャ

Director General
Sharjah Customs Dept
PO Box 70
Sharjah
UAE.
Mr Abdul Al Hakeem Al Suwaidi
Tel: 06-5281666, 5282216 & 5283678
Fax: 06-5281425

フジャイラ

Fujairah Customs Dept
PO Box 296
Fujairah
UAE.
Tel: 09-2224335

ラスアルハイマ

Ras Al Khaimah Customs
H.E. The Head of the Customs & Ports Dept.
Tel: 07-2333613
Fax: 09-2337666

アジュマン

Ajman Customs Dept.
Director
H.E. Sh. Mohammed Bin Abdulah Al Nuami
Tel: 06-7470111
Fax: 06-7470333

ウムアルカイワイン

Ahmed Bin Rashid Ports
(Umm Al Quwain Ports & Customs)
Mr. Murtaza K. Moosajee
Director
PO Box 279
Umm Al Quwain
UAE
Tel: 06-7655882
Fax: 06-7651552

第 17 章 検査機関の連絡先

社名 : **ASK Incorporated**

住所 : PO Box 11696
Dubai
United Arab Emirates

Tel : +971 4 321 1131

Fax : +971 4 321 0550

Email : ask1@emirates.net.ae

Website : www.askinc-uae.com

社名 : **Arabian Anti-Piracy Alliance**

住所 : City Tower 2, Office 401
Sheikh Zayed Road
PO Box 52194
Dubai
United Arab Emirates

Tel : +971 4 332 2114

Fax : +971 4 331 2214

Email : scott@aaa.co.ae

Website : www.aaa.co.ae

第 18 章 検査代理業者の連絡先

UAE の場合、当該当局が付託した見本の検査を犯罪立証機関が担当する。(例えば、税関、警察、経済開発部商業保護課)したがって、権利所有者は商品の検査を代行してもらうにあたり、現地の業者を指名する必要はない。

第 19 章 類似した商標を付けた商品でも押収できるのか、あるいは全く同じ商標を付けた商品でないと押収できないのか？

知的所有権法に基づき、権利侵害行為が認められたとき、税関は商品を押収する職権を有する。ただし、権利侵害かどうか明瞭でない場合、訴訟を起こす前に権利侵害行為の追認の裁判所命令を要求するよう、税関が権利所有者に依頼するのが一般的である。裁判命令があれば、権利所有者が登録した商標と全く同じか、あるいはほぼ似ている商標を付けているという、容疑をかけられた商品についての問い合わせが、直接税関に行くのを押さえることができる。

第 20 章 U A E および近隣諸国を通過する模倣品を防止する何らかの手段が講じられているのか？ 手段を講じていない場合、何らかの規制が行われているのか？

G C C 諸国を自由に移動できる商品の場合は税関の職権が及ぶので、G C C 関税法に基づいて商品を検査した上で押収することができる。これは、税関や非税関の制限なしに、G C C 関税同盟は G C C 諸国間で自由に商品を移動できることを基本とする、G C C 諸国の関税同盟の導入手続きで追認されていることである。ただし、その一方で禁止品および規制品について念頭におくことが必要である。

したがって、ドバイ税関が他の G C C 国から到着した権利侵害品の貨物の通知を受けた場合、G C C 関税法およびその他適用規制に基づき、職権に応じて措置を講じる準備をするのが普通である。

第 21 章 差し止めはどの知的所有権（商標、意匠、著作権、特許）に基づいているのか？ 税関当局は、どの知的所有権に基づいているか？

理論的には、商標、意匠、著作権、特許を含む知的所有権を根拠に、商品を押収する職権を税関は有しているといえよう。ただし、案件が不明瞭な場合、税関は動かないのが普通である。換言すれば、権利侵害であると追認した裁判所命令を権利所有者が手にするまで、特許権利侵害の訴訟について滅多に税関が措置を講じることはないということの意味している。

第 22 章 権利侵害者の行動例

U A E およびドバイは、屈指の積替拠点である。U A E はそれ自体が主要な商業センターとしても発展している。

その結果、U A E で多発している侵害行為は、極東で製造された商品に結びつく。かかる商品は、単に積み替えるためU A E に入港することが多い。これは輸入商品についても同じであるが、その後商品の一部または全部が他の商品と一緒にされ、地域内（中東とかアフリカ）かヨーロッパに向けて再輸出される。

模倣品がU A E 市場で発見された場合、中東およびヨーロッパの市場に向けに、極東で製造した大がかりな模倣問題として指摘されることが多い。

第 23 章 通関差し止めの抑止効果

税関差し止めには当然ながら抑止効果があり、殊に輸入業者が税関のブラックリストに載っている場合、輸入業者に対して刑事訴訟手続きを伴った押収を行った場合、特に絶大な抑止効果がある。ただし、侵害商品の再輸出を税関が許可したために、抑止効果が全く生じないという問題が一方にある。

補遺 A
委任状見本

مرفق (أ)
نموذج وكالة قانونية

委任状

وكالة قانونية

この委任状は、権利者(社名)(所在地)のため
の正式代理人である.....から
提出された。

أعطيت هذه الوكالة القانونية من قبل
..... بصفتي الممثل
المفوض أصولاً عن [صاحب الحق] ("الشركة") وعنوانها
[العنوان] وأعين بموجب هذا:

指定された者の氏名

[إسم الشخص المعين]

(弁護士)以下に言及しているように、真
正で法的に資格のある弁護士として訴訟を
提起し、会社の名の下で、会社の代理とし
て、訴訟の全部あるいは一部を実施し、履
行する。

("الوكيل") ليتصرف كوكيل فعلي للشركة عن وباسم
ونياية عن الشركة ليقوم بفعل وتنفيذ كل وأي من الأفعال
والأشياء المذكورة هنا فيما بعد وللوكيل القيام بما يلي:

1. 種類と性質がなんであれ、あらゆる
書類の署名、変更、訂正、および連
邦政府、地方政府、その他部門で必
要とされる、ありとあらゆる申請書
の提出およびフォローアップなど
を含み、商標、特許、意匠、著作
権、役務標章、ロゴ、ノウハウ(以
下、本委任状において「知的所有
権」と言う)に関連して、一般に会
社を代表する。

-1 تمثيل الشركة بصفة عامة فيما يتصل بأي أمر متعلق
أو متصل بالعلامات التجارية وبراءات الاختراع
والتصاميم وحقوق التأليف وعلامات الخدمة
والشعارات والكيفية الفنية (بشأن إليها في هذه الوكالة
بـ "حقوق الملكية الفكرية") من ضمن ذلك دون
تحديد توقيع وتعديل كافة المستندات مهما كان
نوعها أو طبيعتها وتقديم ومتابعة كل وأي من
الطلبات التي تكون مطلوبة أو ضرورية لدى أي
دائرة حكومية إتحادية أو بلدية أو غيرها؛

2. ありとあらゆる申立、要求、権利侵
害訴訟、その他訴訟(法廷、裁判
所、仲裁陪審員、政府部門(税関を
含む)などを含むがこれに限定され
るものではない)、あるいは会社が
関心を持つと思われる知的所有権に
関係する民事訴訟、刑事訴訟、行政
訴訟などの提起、弁護、応酬、反
論、調停、和解、譲渡、撤退、中
断、放棄(全部あるいは一部)など
を行う。(申立)

-2 إقامة والدفاع في وإجابة والإعتراض على
وإدارة وتسوية وتصفية والتوفيق في وسحب
وترك أو التنازل (بشكل كامل أو جزئي)
عن أي إدعاء أو طلب أو تعدي أو دعوى
و/أو أية إجراءات أخرى من أي نوع (بما
في ذلك على سبيل المثال وليس الحصر
إجراءات التحكيم أمام أية محكمة أو هيئة أو
هيئة تحكيم أو غير ذلك) سواء كانت مدنية
أو جنائية أو إدارية أو غير ذلك التي تتعلق
بأية حقوق ملكية فكرية لها صلة بالشركة
("الإدعاء")؛

3. あらゆる知的所有権あるいは主張に

-3 التنازل (بشكل كلي أو جزئي) عن أية حقوق

- ついて、会社の権利（全部あるいは一部）を放棄する。
4. 関心のある他者と連携した、上文において言及しているあらゆる行動や事物を是認する。
5. 前述の権限および権力を一層有効に行使することを目的に、会社のためあるいは会社の代理として行動し、助言してもらうため、事務弁護士、擁護者、その他プロのアドバイザーを保持し雇用する。
6. 上述の目的もしくは事項のすべて又はいずれかのために又はそれらに関連して必要とされるすべての捺印証書、契約書、法律文書、行為及び事柄について、作成（公証人の面前か否かは問わない）、署名、締結、確認、完全化及び実行すること。
7. 弁護士のため、また弁護士の代わりとして動いてもらうため、他人に委任状を任せる、あるいは与える。
- للشركة بشأن أية حقوق للملكية الفكرية أو أي إدعاء؛
- 4- أن يتفقوا على القيام بأي من الأعمال والأشياء التي سبق ذكرها مع أي شخص أو أشخاص آخرين لهم صلة بها؛
- 5- من أجل تنفيذ أفضل وأكثر فعالية للصلاحيات والسلطات السابقة الذكر أو أي منها أن يقوموا بالحفاظ على وتعيين مستشارين قانونيين أو وكلاء برارات ومحامين ومستشارين مهنيين آخرين و/أو وكلاء العلامات التجارية على التوالي لتقديم الاستشارات والعمل لصالح أو لتمثيل الشركة؛
- 6- أن ينفذوا (سواء أمام كاتب العدل أو غيره) ويوقعوا ويدخلوا في ويقروا بـ ويتمموا ويقوموا بكافة الأفعال والاتفاقيات والمستندات والأعمال التي تتطلبها أو تكون ذات صلة بأي من أو كل من الأهداف أو الأمور المذكورة أعلاه؛ و
- 7- الإنابة بـ و/أو منح سلطات الوكيل الى الآخرين للتصرف كوكلاء لأجل وبالنيابة عن الوكلاء.

委任状に関するすべての通知書、命令書、伝言、証明書を、業務の一環として、弁護士宛てに会社の住所に送付するよう私は要求する。

وأرجو أن يتم توجيه كافة الاخطارات والطلبات الرسمية والمراسلات والشهادات الخاصة بأي أمر تم ذكره في هذه الوكالة القانونية ليتم إعلان الوكيل بها على عنوان الشركة التالي:

<日付>

[إسم وعنوان الشخص المعين]

私は以下に宣言する。

هذا وأعلن بموجبه ما يلي:

- (i) 本委任状の破棄および弁護士が破棄を知るまでの間、弁護士によって行われたことすべてを含め、本委任状に基づいて法廷代理人が行うことについて、それが何であれ会社は承認、承認に同意、追認する。
- (ii) ここに会社は、本委任状によって弁
- (أ) تقر الشركة بموجبه وتوافق على اقرار وتأكيد أي شيء يقوم به الوكيل بمقتضى الوكالة القانونية هذه بما في ذلك تأكيد ما يقوم به الوكيل في الوقت ما بين الغاء هذه الوكالة القانونية والوقت الذي يصبح فيه ذلك الالغاء معروفا لدى الوكيل؛
- (ب) تقوم الشركة بموجبه بتفويض وتخويل

護士に付与された権限の全てあるいは一部を、弁護士が選択した他の人物に委任でき、あるいは弁護士の自由裁量で他の人物への委任を破棄したり承認したりすることが、弁護士の自由裁量で行える権限を認定し付与する。

الوكيل بأن يقوم بالإجابة بمحض اختياره لكل أو بعض السلطات الممنوحة له بموجب هذه الوكالة القانونية التي شخص آخر أو أشخاص آخرين كما يختاره بنفسه وأن يلغي أو يمنح مثل تلك الإجابة بمحض اختياره؛

(iii) 会社は、本委任状により弁護士に付与した弁護士の権限を以て、その実施した法律関連業務から直接的間接的とを問わず派生する、種類と性質が何であれ、ありとあらゆる費用、主張、要求、責任、損害、出費（訴訟費用含む）などから、常に弁護士を保護し、弁護士を完全かつ効果的に保護する。

(ج) تقوم الشركة في كافة الأوقات بتعويض الوكيل والإبقاء عليه مؤمن تماماً وفعلياً من وضد أي وكل تكاليف أو دعاوى أو مطالبات أو ديون أو خسائر أو تكاليف (بما في ذلك التكاليف القانونية) مهما كان نوعها أو طبيعتها والتي تنشأ بصورة مباشرة أو غير مباشرة عن الممارسة الشرعية بواسطة الوكيل للسلطات الممنوحة له بموجب هذه الوكالة القانونية؛ و

(iv) アラブ首長国連邦の法律に基づき、あらゆる角度から本委任状を適用し、解釈し、解明し、実施すること。

(د) تخضع هذه الوكالة القانونية من جميع النواحي وتفهم وتفسر ويسرى مفعولها طبقاً للقوانين السارية في دولة الإمارات العربية المتحدة.

日付

تحررت في هذا اليوم من [شهر للعام]

署名：

وقعت من قبل الاسم:

正式代理人

الممثل المفوض حسب الاصول عن

<日付> No.....の.....に関して、アラブ首長国連邦の外務省によって公認された委任状に従う。

[صاحب الحق] وفقاً للوكالة القانونية المصدقة من قبل وزارة الخارجية في دولة الإمارات العربية المتحدة في تحت رقم

.....
 署名 التوقيع 1.

権利所有者の代理人のレターヘッドにタイプ

補遺 B

ドバイ税関宛ての書簡見本

مرفق (ب)

2. نموذج خطاب إلى جمارك دبي

<日付>

[التاريخ]

ファックスまたは手書き

税関長
ドバイ税関局
港、税関、自由貿易地域企業
秘書箱 63
ドバイ

السيد مدير الجمارك المحترم
دائرة جمارك دبي
مؤسسة الموانئ والجمارك والمنطقة الحرة
ص. ب. 63
دبي

拝啓

تحية طيبة وبعد

U A E 向け商標付き製品の違法輸入 “<日付>”

الاستيراد غير المشروع لمنتجات موسومة بالعلامة التجارية " [العلامة التجارية] " إلى دولة الإمارات العربية المتحدة

弊社は<日付>に申立する。弊社を代理人として任命している委任状の写しを同封する<日付>。

نلفت عنايتكم الكريمة إلى أننا نمثل [اسم صاحب الحق]، ونرفق طيبه لاطلاعكم الوكالة القانونية التي تم بموجبها توكيلنا لتمثيل [اسم صاحب الحق].

1. 弊社の顧客の権利

1. حقوق موكلتنا

弊社の顧客は、<日付>に関連して、以下の登録商標の権利所有者である。

تملك موكلتنا العلامات التجارية المسجلة الآتية المتعلقة بـ [وصف المنتجات]:

<日付>

[موجز قيود العلامات التجارية]

弊社の顧客の登録証明の写しとともに、本物の<日付>の見本を同封する。

نرفق لسيداتكم عينة من [وصف المنتجات] الأصلية بالإضافة إلى صور عن شهادات تسجيل موكلتنا.

2. 申立の背景

2. وقائع الشكوى

<日付>

[موجز المعلومات المتصلة بالشكوى وتفاصيل الشحنة]

3. 申立

3. الشكوى

弊社の顧客の証人を受けていない人物による、顧客の商標を付けた製品の U A E への「<日付>」輸入および販売は、以下

إن استيراد وبيع منتجات موسومة بالعلامة التجارية " [العلامة التجارية] " داخل دولة الإمارات العربية المتحدة من قبل أية جهة غير مرخص لها من قبل موكلتنا يشكل خرقاً فاضحاً لجملة من الأحكام القانونية النافذة في

のようにU A Eにおけるさまざまな法規定の違反である。

- | | | |
|-----|--|---|
| (a) | 商習慣公布に関する 1993 年制定の連邦法 No.18、殊に第 65 条および第 66 条 | أ. القانون الاتحادي رقم (18) لسنة 1993 الخاص بالمعاملات التجارية، وعلى وجه الخصوص المادتين 65 و 66 منه؛ |
| (b) | 商取引における詐欺および欺瞞の防止に関する 1979 年制定の連邦法 No.4、殊に第 1/4 条 | ب. القانون الاتحادي رقم (4) لسنة 1979 في شأن قمع الغش والتدليس في المعاملات التجارية، وعلى وجه الخصوص المادة 4/1 منه؛ |
| (c) | 商取引における詐欺および欺瞞の防止に関する 1979 年制定の連邦法 No.4 に関する、行政規制についての 1984 年制定の行政決定 No.6、殊に第 5、6、7 条。 | ج. القرار الوزاري رقم (26) لسنة 1984 باللائحة التنفيذية للقانون رقم (4) لسنة 1979 في شأن قمع الغش والتدليس في المعاملات التجارية، وعلى وجه الخصوص المواد 5، 6، 7 منه؛ |
| (d) | 1992 年制定の連邦法 No.37 のパート 6 を編入した商標について 2002 年制定の連邦法 No.8 | د. الباب السادس من القانون الاتحادي رقم (37) لسنة 1992 المعدل بالقانون الاتحادي رقم (8) لسنة 2002 في شأن العلامات التجارية؛ و |
| (e) | 湾岸協力会議共通関税法、殊に XIII 節および第 24 条 | هـ. قانون الجمارك الموحد لدول مجلس التعاون الخليجي وعلى وجه الخصوص المادة 24 والقسم 13 منه؛ |

上述に照らし合わせてみて、弊社の顧客ではなく第三者によって、「<日付>」を記載している<日付>のU A Eへの違法輸入を防止するため、湾岸協力会議共通関税法に基づき、貴権限を使用するよう要求する。殊に要求するのは以下の通りである。

في ضوء ما تقدم فإننا نتوجه لسعادتك بضرورة استخدام سلطاتكم بموجب قانون الجمارك الموحد لدول مجلس التعاون الخليجي للحيلولة دون حدوث أية عملية استيراد غير مشروعة لـ [وصف المنتجات] الموسومة بالعلامة التجارية "[العلامة التجارية]" إلى داخل الدولة من قبل أي طرف آخر غير موكلتنا، وتوخياً للدقة فإننا نرجوا:

- | | | |
|-------|--|---|
| (i) | 貴担当官によって押収するため、上記第 2 節にて言及している貨物の一部から、全模倣品に関する手配をすること。 | (1) قيام موظفيكم باتخاذ كافة التدابير اللازمة لضبط كافة المنتجات المخالفة التي تشكل جزءاً من البضاعة المشار إليها في البند 2 أعلاه؛ |
| (ii) | 本貨物に関して入手できる全情報を弊社に伝えること。 | (2) تزويدنا مشكورين بكافة المعلومات التي تتمكنون من الحصول عليها بخصوص هذه الشحنة؛ و |
| (iii) | 検察官に貴訴訟を提起することで、関係者が起訴されるようにすること。 | (3) إحالة الملف إلى النيابة العامة ليصار إلى اتخاذ الإجراءات الجنائية بحق الأطراف المعنية. |

4. 担保

弊社の顧客は、本件について税関に対し進んで金銭面の担保を差し入れる。

進捗状況について間断なくお知らせいただきたい。当面にわたり、本告訴についてお手伝いできるものがあり、また詳細情報が必要であれば、遠慮なく問い合わせさせて欲しい。<日付>.

本件に関してのご協力に感謝する。

敬具

<日付>

4. تعهد

ترغب موكلتنا في تقديم تعهد مناسب إلى الجمارك فيما يتعلق بهذا الأمر.

ونتمن لكم عالياً إبلاغنا بأخر التطورات فيما يتعلق بهذا الموضوع. وفي غضون ذلك إذا ما احتجتم لأية مساعدة منا فيما يتعلق بهذه الشكوى أو لأية معلومات إضافية بهذا الخصوص فنرجوا أن لا تترددوا في الاتصال بـ [اسم الشخص].

شاكرين لكم حسن تعاونكم في هذا الأمر.

وتفضلوا بقبول فائق الاحترام والتقدير

[اسم ممثل صاحب الحق]

補遺 C G C C 諸国の共通関税法

パート 1 - 用語の定義

第 2 条

本法、注釈、実施規則にて言及されているか否かを問わず、以下の単語および表現の場合、文脈にそぐわない場合を除き、以下に定義された意味を持つものとする。

1. 「理事会」とは、湾岸協力会議を意味する。
2. 「大臣」とは、税関当局を管轄する大臣を意味する。
3. 「管轄当局」とは、税関を管轄する当局を意味する。
4. 「長官」とは、税関当局の長官を意味する。
5. 「局長」とは、税関事務局の局長を意味する。
6. 「当局」とは、税関当局を意味する。
7. 「税関事務局」とは、当局の支店がある海港、空港、陸港、その他の場所において、通関業務の全体あるいは一部を行うことのできる、大臣が指定した部門を意味する。
8. 「法律」とは、税関業務を規定する規則および条項、およびその他規則および条項の追加および改正を意味する。
9. 「税関管轄区」とは、通関管理および手続きの影響の及ぶ、以下に述べる陸あるいは海を意味する。
 - (i) 税関管轄の海洋区域：海岸と領海線の間。
 - (ii) 税関管轄の陸圏区域：一方の陸の国境線または海岸線と、他方の州境、あるいは大臣または管轄当局の決議文された他方の境界線間の区域
10. 「関税線」とは、本国と近隣諸国間、および本国を取り囲む海岸を分離する人為的な国境線と一致する線を意味する。
11. 「関税表」とは、商品、税、関税、品物の種類・特徴の規定および注釈が記載された目録を意味する。
12. 「関税」とは、本法条項に基づき商品に課せられた課税を意味する。

13. 「料金・手数料」とは、税関が提供した役務に対して徴収した金額を意味する。
14. 「商品」とは、自然、材料、動物、農業、工業、知識などの製品を意味する。
15. 「商品種類」とは、関税率目録の記載項目を意味する。
16. 「実費または支払」とは、バイヤーが輸入した商品に対して、直接的間接的を問わず、売り主に支払う合計金額を意味する。
17. 「価値付き輸入商品」とは、通関のために価値を付けた商品を意味する。
18. 「同一商品」とは、物理的特徴、品質、評判などを含め、あらゆる角度から見て同一である商品を意味する。外観上多少の違いは、他の点が一致した商品を同一商品とみなすことを妨げない。
19. 「類似商品」とは、あらゆる面で同一ではないものの、似たような特徴、同一機能を可能にする類似の材料、商品としての互換性を有する商品を意味する。商品の品質、評判、商標の存在は、商品の類似性を判断する検討項目である。
20. 「販売手数料」とは、売り手または工場と関係し、売り手のため、または代行して行動する、代理店に支払われる手数料を意味する。
21. 「梱包費」とは、G C C 諸国に出荷できるように商品を梱包するにあたって、使用した労力や材料など、梱包あるいは包装にかかった全費用を意味する。（国際交通の手段を除く）
22. 「最大数量時の単価」とは、輸入された当時の状態のまま、あるいは輸入業者の要請により輸入後に処理や加工を施した状態で、第三者に特定商品を販売した時の単価を意味する。
23. 「関係者」とは、以下の人たちを意味する。
 - (a) 法的に承認されたビジネス・パートナー
 - (b) 業務ごとの担当官あるいは局長
 - (c) 雇用主と従業員
 - (d) 直接的間接的とを問わず事業を所有している人、両方で 5%以上の議決権のある発行済み株式を所有、支配、保有している人
 - (e) 直接的間接的とを問わず他を支配している人
 - (f) 直接的間接的とを問わず第三者によって支配されている両者
 - (g) 直接的間接的とを問わず両者が支配している第三者
 - (h) 同族構成員

24. 「評価協定」とは、1994年制定のGATT第VII条の実施に関する協定を意味する。
25. 「商品原産地」とは、商品が天然資源、農産物、動物、工業製品のいずれであるかを問わず、産出された国を意味する。
26. 「禁止品」とは、本法あるいはその他法律に基づき、輸入および輸出を禁止された商品を意味する。
27. 「規制品」とは、本法あるいはその他法律に基づき、輸入および輸出を規制された商品を意味する。
28. 「供給源」とは、商品の輸入先の国を意味する。
29. 「輸入業者」とは、商品を輸入する自然人あるいは法人を意味する。
30. 「輸出業者」とは、商品を輸出する自然人あるいは法人を意味する。
31. 「積荷目録」とは、さまざまな輸送手段で運ばれる商品の、詳細な内容を記述した書類を意味する。
32. 「自由貿易地域」とは、国の関連法に基づき、商業活動ならびに工業活動が行われる領土の一部を意味する。自由貿易地域に運び込まれる商品は、税関地帯外にあるものと見なされ、通常の税関管理および手続きから免れる。
33. 「免税店」とは、展示あるいは販売目的で、関税免除の適用を受ける商品を置く、建物あるいは場所を意味する。
34. 「税関申告書」とは、本法の条項に基づき、詳細に申告商品の特征および数量について記載した、商品の申告書あるいは輸入業者または代理店が提出した申告書を意味する。
35. 「倉庫」とは、政府、官公庁、投資家のいずれかが直接管理している場所あるいは建物であり、通関手続きに基づいて保留中の商品を、一時的に保管する建物あるいは場所を意味する。
36. 「収納庫」とは、本法に記載された条項に基づき、関税を課せずに、税関当局の監視の下で商品を保管する場所あるいは施設を意味する。
37. 「運送業者」とは、交通手段の所有者あるいはその正式代理人を意味する。
(公的許可を受けている)
38. 「指定ルート」とは、決議文に基づき、国内外に輸出品または輸入品の運送、あるいは商品の通過について、大臣によって指定されたルートを意味する。

39. 「宝庫」とは、国庫を意味する。
40. 「通関手続き」とは、本法で提供される手続きにしたがって、輸入品、輸出品、通過品などの税関申告を行うことを意味する。
41. 「通関仲介業者」とは、他人のために通関手続きを代行する資格を持つ、法人あるいは自然人を意味する。
42. 「通関仲介業者の代理人」とは、通関手続きを補佐する資格を持つ、法人あるいは自然人を意味する。

パート 2

第 80 条

以下は自由貿易地域および免税店への持ち込みを許可されていない商品である。

1. 管轄当局が明記した条件に基づき、自由貿易地域および免税店を管轄する当局によって許可された操業に必要な燃料を除く、可燃性商品
2. 放射性材料
3. 管轄当局の認可を受けていない、武器、弾薬、その他爆発性物質
4. 管轄当局が発行した決議文に関連して、商業所有権、工業所有権、著作権保護に関する法を犯している商品
5. あらゆる種類の麻薬およびその派生物
6. 経済封鎖の対象国を原産地とする商品
7. 本国への持ち込み禁止品：かかる商品のリストは各国で作成すること。

第 24 条

本法、その他法律、決議文に基づき、本国の管轄当局が承認している商品を除き、税関当局は禁止品、権利侵害品、規制品の持ち込み、通過、持ち出しを禁止する。

パート 3 - XIII 節（密輸関連）

XIII 節

税関関連

第 I 章：密輸品検査

第 122 条

- a) 税関担当官は密輸に取り組むこととする。その目的のため、本法およびその他適用法に基づき、税関担当官は商品および輸送手段を検査し、ボディチェックを行う職権を有する。
- b) 女性のボディチェックは女性担当官のみが行うこととする。
- c) 禁制品であるという十分な証拠がある場合、かつ管轄当局から許可を得た後である場合、適用法に基づき、税関担当官は家屋および店を調べる職権を有する。
- d) 税関担当官は、職権を適正に行使した上での損傷については、責任を負わないものとする。

第 123 条

正式税関担当官は、管轄海港に錨を降ろしている船舶、入港しようとする船舶、出港しようとする船舶に乗船し、貨物が降ろされるまで船舶に留まり、かつ船舶全体を調べるという職権を有する。

第 124 条

正式税関担当官は、本法の条項に基づき、貨物目録およびその他必要書類の検査および提示のため、税関領域にある船舶に乗船する職権を有する。当該書類の作成停止、当該書類の欠落の場合、禁制品および禁止品が隠されているという疑いがある場合、税関担当官は、そうした商品を押収するために必要なあらゆる手段を講じ、船舶を最寄りの税関当局に誘導することができる。

第 125 条

税関当局は、大臣または管轄当局によって制定された規則に基づき、税関当局の内外においての密輸品の検査（摘発）にあたり、適切な措置を講じることができる。

第 126 条

密輸品の検査、商品押収、関税違反の立証は、以下に羅列してあるように、本国領土内の全商品を対象に実施するものとする。

1. 陸海両方の税関管轄区
2. 税関事務所、海港、空港、その他税関の監視の及ぶ地域
3. 相手が密輸を行おうとしているのが明白な状況下、税関管轄区内で発見した商品の配達の追跡を継続する場合、陸および海の税関管轄区を越える範囲。

第 127 条

税関担当官は、税関業務に関連するしないを問わず、書類、文書、記録、通信、商業契約書、法律文書などを手にして調べる職権を有する。また、船会社および海運会社構内で違法行為が行われ、通関作業に関与した自然人および法人が発見された場合、以上の書類を押収する職権も有する。

以上の違法行為を行った会社および人物は、必ず上記書類を通関作業の日から数えて 5 年間にわたり保管することとする。

第 128 条

税関担当官は、違反を行ったあるいは行おうとした容疑者、もしくは以下の違反を行った人物を拘留することができる。

- a) 密輸
- b) 禁制品の輸送または取得

第 II 章：押収報告書

第 129 条

本法に示す実務に基づき、通関密輸の違反および犯罪に関する押収報告書は作成されることとする。

第 130 条

違反・犯罪あるいは密輸を摘発した場合、少なくとも 2 名の税関担当官が押収報告書をすみやかに作成することとする。ただし、時と場合によっては 1 人の税関担当官だけでもよい。

第 131 条

押収報告書は、以下の内容を記載することとする。

1. 作成場所、日時（文および図）
2. 違反を摘発した税関担当官、および押収報告書を作成した税関担当官の氏名、署名および職位
3. 違反者または密輸主犯格の氏名、国籍、身体的特徴、職業、具体的な住所
4. 押収品、種類、数量、その金額およびタリフ番号
5. 詳細情報、違反者または密輸主犯格による陳述、可能な場合は証人の陳述
6. 違反者または密輸に関与した者で、同意の署名をした者もしくはその拒否した者に、列挙した押収報告書にある指摘
7. その他の有益な書類ならびに商品目録の作成時における、違反者あるいは密輸に関与した者の有無
8. 禁止材料の立証のため、管轄当局に提示した押収禁制品の見本
9. 禁制品の送付先の特定および受領の確認
10. 密輸入に送付したセキュリティ要素および送付日時の特定

第 132 条

- a) 本法の第 130 条および第 131 条に基づき作成した押収報告書は、特に断りのない限り、作成を担当した税関担当官が確認した重要事実の証左である。
- b) 押収報告書の形式だけの不備であれば、当該報告書は依然として有効性を保ち、不備個所が重要事実に関するものでない限り、作成した税関担当官に送り返すこともない。

第 133 条

税関担当官は違法品および密輸品を押収でき、これは密輸品を隠匿した部材、輸送手段（小型船舶、自動車、動物）も対象となる。ただし、密輸目的で特に仕立てたものでない限り、公共交通機関である船舶、飛行機、公共バスを除くものとする。

第 134 条

密輸あるいは密輸を試みた麻薬や類似品などは、本法および本国で効力を発する法律に基づいて処分することとする。

第 III 章：予防（暫定）措置

パート I：予防（暫定）押収

第 135 条

- a. 押収報告書を作成する税関担当官は、密輸品あるいは違法品、その隠匿および輸送に使われたものを押収することができる。また、違反および密輸を証明するため、および関税、税、罰金を確保するため、全書類を押収することができる。
- b. 長官は、関税、税、罰金の確保、本件の最終決定および判決を実行を目的に、違反者および密輸入の所有物の仮差し押さえを実施するため、必要に応じて管轄当局が出した命令を下すことができる。

第 136 条

長官は、必要に応じて、国庫確保のため、納税者またはそのパートナーの所有物に対して関税担保を課すことができる。

第 137 条

身柄拘束が認められるのは、以下の場合に限る。

1. 密輸違反の現行犯。
2. 税関担当官あるいは保安担当官が密輸品の押収、関税違反にあたっている際、妨害する形で抵抗した者、または当該事件に関与した者。
3. 過料、罰金、賠償金などを科せられるのを回避するため、逃亡を試みかねない者。

正式税関担当官または保安当局は、逮捕令状を出すこととする。身柄を拘束された者は、逮捕された時点から 24 時間以内に管轄裁判所に出頭することになる。

パート II：違反者および密輸容疑者の国外逃亡の防止

第 138 条

長官またはその正式代理人は、押収品の価格では税、関税、罰金をカバーできない場合、違反者および密輸容疑者の国外逃亡を防止するよう、管轄当局に依頼することができる。

違反者または密輸容疑者が請求金額の保釈金を積んだ場合、押収品の価格が所要金額をカバーできる額である場合、かかる防止命令を中止することができる。

第 IV 章：関税違反または犯罪

第 139 条

本法にしたがい徴収した関税過料および押収品は、税関当局への民事賠償金と見なされ、恩赦条項が適用されないものとする。

第 140 条

複数の法律違反を犯した場合は罰金を違反ごとに科すものとする。ただし、それぞれの違反が関連し合っていて、分けることができない場合、一番重い罰金を科すこととする。

第 141 条

本法の第 142 条に記載する密輸を除き、かつ効力ある国際協定に影響を与えることなく、本法の履行の規則に基づき、以下の違反に対して罰金を科すこととする。

1. 輸入および輸出違反
2. 関税申告違反
3. 輸送中の商品違反
4. 収納庫違反
5. 税関管轄下の領域違反
6. 仮通関違反
7. 再輸出違反
8. その他違反

第 V 章：密輸または犯罪

パート　：密輸

第 142 条

密輸行為とは、関税の全額あるいは一部を支払うことなく、あるいは本法および他の法律に記載されている禁止条項および規制条項に反し、適用法に違反しての国外への持ち出し、国内への持ち込み、あるいはその試みを行うことをいう。

第 143 条

以下の行為は特に密輸と見なされる。

1. 最初の到着港（税関事務所）で商品の通関手続きをしない。
2. 商品を国内外に持ち込みあるいは持ち出しする際、指定のルートを通らない。
3. 税関事務所に適用される法に反して貨物を陸揚げしたり船積みしたりする、あるいは税関の海洋区域外で貨物を陸揚げしたり船積みしたりする。
4. 本法の第 40 条の条項に反し、正式空港以外で航空貨物を違法に陸揚げしたり積み込みしたり、あるいは飛行中に商品を投下したりする。
5. 乗客による売り物となる商品の持ち込みを含み、積荷目録もなく、商品の輸出入を通関に申告しない。
6. 申告せずに税関事務所をパスした商品。
7. 税関事務所に申告していない商品、普通はあるはずのない場所や空洞に隠した商品などの発見。
8. 税関をパスした後に発見された包装商品数で、その商品数および中身が一致しておらず、かつ本法の第 VII 章に記載されている関税が未払い状態のもの。本条項は、本国を違法に通過した商品、または通関手続きを済ませずに通過した商品に適用されるもので、その場合の責任は運搬者が負う。
9. 関税未払いについて指摘してきた関税当局に対して、身の潔白を証明する証拠が挙げられなかった場合。
10. 通関手続きを完了することなく実施した、自由貿易地域、免税店、税関収納庫、商店、税関管轄区などからの商品の持ち出し。
11. 関税の全部あるいは一部を逃れるため、または禁止条項および規制条項を避けるための、虚偽、不正、捏造書類または一覧表の作成、あるいは偽マークの貼付。
12. 合法輸入を示す証拠を提出せずに禁止品あるいは規制品を輸送または取得する。
13. 関税管轄区内の通関当局に従って商品の輸送または取得をしているが、合法書類がない。
14. 輸出禁止品であるにもかかわらず、何故か本国から輸出された品物で、本国に再輸入できない品物。

パート : Part 2: 刑事責任

第 144 条

密輸違反という刑事責任にあたっては、故意の存在が必要である。責任の判定には、適用罰則を考慮することとする。以下は殊に刑事責任と見なされるものである。

1. 主犯（違反者）
2. 共犯者
3. 煽動者および妨害者
4. 禁制品の所有者
5. 密輸に使用した交通機関のオーナー、および禁制品に関与したことが立証された運転手、助手
6. 禁制品を置いていた店および場所のオーナーおよび店子、あるいは店および場所に禁制品の存在に気づいていたことが立証された受益者

第 3 章：刑罰

第 145 条

本国の他の適用法に記載されている上位刑罰に影響されることなく、密輸および類似の違反、およびそれらの試みは、以下のように罰せられるものとする。

1. 密輸品が高関税を課けられるものである場合、刑罰として一般に関税を課す場合の 2 倍の罰金を科すこと。および品物の値段の 2 倍以上を科してはならず、留置期間は 1 ヶ月以上 1 年以内とする。
2. 他の商品の場合、刑罰として一般に関税を課す場合の 2 倍以上の罰金を科すこと。および品物の値段以上を科してはならず、留置期間は 1 ヶ月以上 1 年以内とする。
3. 免税扱いの密輸品の場合、刑罰として一般に関税を課す場合の 10% 以上の罰金を科すこと。および品物の値段以上を科してはならず、留置期間は 1 ヶ月以上 1 年以内とする。
4. 密輸品が禁止品の場合、刑罰として品物の値段以上で 3 倍以内の罰金を科し、留置期間は 6 カ月以上 3 年以内とする。
5. 商品が押収されなかった場合、密輸品の没収または価格と同等の罰金を科すこと。

6. 商品が押収されなかった場合、密輸に使われた輸送手段、工具、材料の押収。密輸目的で仕立てたり雇用したりしたのでない限り、船舶、飛行機、汽車、公共車などの公共交通機関を除く。または価格と同等の罰金を科すこと。
7. 再犯の場合、罰金が2倍となる。

第146条

密輸入が逃亡した場合、および密輸入の身柄を拘束できず、従って密輸品の販売ができなかった場合、長官は、本法の第14節の条項に基づき、商品を保持し、輸送手段を差し押さえることができる。また、売上日から1年経つまでに身柄を拘束できなかった場合、密輸品の販売による収益を政府に渡すこととする。その期間内に密輸入の身柄を拘束して出廷させ、密輸品押収の命令が下りた場合、押収令状が販売収益に適用されることとする。

第VI章：起訴（追跡）

パート：行政起訴（追跡）

第147条

- a) 長官は、相手が支払わなかった関税および罰金徴収のため、命令を下すことができる。
- b) 徴収命令に対する異議申し立ては、通知日から15日以内に税関に対して行うこととする。それでも、銀行保証または現金で請求額が口座に振り込まれなければ、命令（判決）の実行が延期されることはない。

第148条

- a) 長官または正式代理人の判断によって、本節の第5章に記載されている罰金は科されるものとする。
- b) 違反者または代理人に対して、管轄当局は罰金を科する旨の書面通告を行うこととする。違反者は通告の日付から15日以内に支払うこととする。

第 149 条

上記条項にて言及している有罪命令（判決）に対する上訴は大臣または管轄当局に対し、同期間内に行うこととし、大臣または管轄当局は有罪判決の追認、訂正、却下を行う権限を有する。

パート ： 密輸違反者の告発

第 150 条

長官の書面による要請がある場合、密輸違反者への告訴を再検討する。

パート ： 懐柔的和解（譲渡）

第 151 条

- a) 関係者の書面による要請に基づき、長官またはその正式代理人は、本法の第 145 条に記載されている刑罰および罰金を課す代わりに、訴訟に持ち込む前か、あるいは訴訟が審理中で税関のペナルティとなる即時判決が出される前に、密輸問題に関して示談（調停）することとする。
- b) 大臣あるいは管轄当局の決議文として、和解規準を発行する。

第 152 条

第 150 条に基づき、和解（示談）は以下の通りとする。

- 1. 禁制品が高関税品である場合、罰金は関税の 2 倍以上を科し、かつ商品価格の 2 倍を超えないこと。
- 2. その他の品物の場合、罰金は本来の関税額以上を科し、商品価格の 50% を超えないこと。
- 3. 密輸品が関税とは無縁の商品（免税）の場合、罰金は商品価格の 10% 以上を科し、商品価格の 50% を超えないこと。
- 4. 禁止されている密輸品である場合、罰金は商品価格以上を科し、商品価格の 3 倍を超えないこと。

5. 問題となっている密輸品の押収、解除、再輸出（全部あるいは一部）
6. 輸送手段および密輸品に使用された道具および材料の押収。ただし、密輸品を違法輸入する目的で特別に仕立てたりレンタルしたのでない限り、公共の交通機関である船舶、飛行機、自動車を除く。

第 153 条

和解に達した場合、告訴（主張）を取り下げることとする。

第 VII 章 :: 責任および連帯責任

第 154 条

- a. 証拠物件がある場合、違反および密輸違反に関する重大な民事責任となる。誠実および無知などは考慮に入れない。ただし、不可抵抗力の犠牲者と判明した場合、いかなる違反や密輸行為もしておらず、あるいは違反や密輸行為をしようと試みていないことを証明した場合、違反者は責任から逃れられるものとする。
- b. 民事責任には、違反者および密輸入の他、密輸に関わった者、資金提供者、スポンサー、受益者、代理人、顧客、寄付者、運搬人、所有者、荷送人も該当する。

第 155 条

権利侵害品および密輸品を置いていた個人商店および土地の出資者は責任を負うものとする。かかる権利侵害品および密輸品の存在を知らなかった場合、直接的間接的を問わず権利侵害品および密輸品に全く関心のなかった場合を除き、政府直営店および政府所有の敷地の出資者および従業員、公共の交通機関のオーナー、運転手、助手は責任を負うものとする。

第 156 条

当該者が税関当局に支払うべき関税、罰金、その他に関して、保証人（スポンサー）は保証した範囲の責任を負うものとする。

第 157 条

通関申告において、通関仲介業者およびその正規従業員が犯した違反および密輸違反に対し、通関仲介業者は全責任を負うものとする。ただし、通関仲介業者が担保を用意した場合、および通関仲介業者が担保を保証した場合でなければ、通関申告で提出した担保の責任を通関仲介業者は負う必要はない。

第 158 条

商品のオーナー、雇用主、商品の運搬人は、税関担当官が徴収する関税およびその他税に関連して、罰金と押収を招いた従業員の行動に責任を負うものとする。

第 159 条

継承者が密輸の共犯者でない限り、相続した密輸品で本来は死去した違反者が支払うべき罰金を、継承者が立て替える義務はないものとする。違反者の死去に伴い、告訴（訴訟）は取り下げられるものとする。

第 160 条

支払い義務のある関税および罰金は、国庫に納める財源徴収という名目の慣例に基づき、違反者および密輸に関与した者がまとめて支払うものとする。押収品および輸送手段は、支払い義務のある金銭の担保とすること。

第 VIII 章：裁判手続きの規則

第 161 条

各国で適用の法律文書に基づき、第一審裁判所は、当局および税関事務所に開設される。

第 162 条

第一審税関裁判所は、以下の司法権を有する。

1. 密輸犯罪者全員の聞き取り調査
2. 本法およびその実施規則の条項を犯した違反者全員の聞き取り調査

3. 本法の第 147 条の条項に基づく、徴収命令への異議への聞き取り調査
4. 本法の第 148 条の条項に基づく、有罪判決に関する異議申し立ての検討
5. 法廷は、法を犯した被告人に対して、被告人が出廷することを保証する者を指定させるか、さもなければ本件の決着を見るまで被告人を拘留しておくという判断を下すものとする。

第 163 条

- a) 第一審税関裁判所の判決に対する上訴は各国適用の法律文書に基づき設立された *臨時の控訴院*にすることができる。
- b) 裁判所は提起された告訴を受理し、多数決により判決を下すこととする。
- c) 上訴期間は、原告欠席のもとに下された第一審裁判所の判決結果の通知日、あるいは原告出席のもとに下された判決の日から数えて 30 日とする。

第 164 条

控訴院が下した判決は最終判決とする。

第 165 条

違反者の動産および不動産が最終的に判明した後、通関問題で判定の下りた徴収および有罪判決は、あらゆる手段を以て執行されることとする。

大臣または管轄当局は、要求額に足りるように、十分な金額の所有物を差し押さえるよう命令を出すこととする。

補遺 D
著作権法
(著作権および著作隣接権に関する 2002 年制定の No.7 連邦法)

第 7 節

予防手続きおよび刑罰

第 34 条

作者または継承者に応答する形で、下位裁判所の裁判長は、作者および継承者の書面による承諾がなくても、発行あるいは展示された作品に対して以下を命じることができる。

- 1) 作品の詳細説明書の作成
- 2) 作品の発行、展示、複製の保留
- 3) オリジナル作品およびその複製（本、イラスト、絵画、演技、写真、表音文字、放送番組、その他）、作品の再発行に使用する材料あるいは作品の複製を複製するのに使用する材料で、作品の再発行以外に使用され得ないと思われる材料などの押収。
- 4) 公演を通じての作品との相関的調和の立証、公衆の前で作品について言及した演技あるいは会話、および現在未来にわたってのショー継続の禁止
- 5) あらゆる形で押収した作品から得たと思われる収益以外に、必要であれば専門家に依頼して、作品を発行または展示した場合の収益を算出してもらうこと
- 6) 本法の条項に基づき、著作権違反の記録をとること

第一審裁判所の裁判長は、全ての案件において強制執行官の補佐し、申請者から妥当な額の保証金を課すための専門家を任命することとする。

申請者は、判定が下された日から 15 日以内に、管轄裁判所に異議申し立てを行う必要がある。異議申し立てをしなかった場合、差し押さえが成立する。

第 35 条

命令を受け取った申請人は、命令が出された日から数えて営業日 20 日の間に、命令を出した裁判所長に対して訴訟を起こすことができる。この場合、当該裁判所の裁判長は、命令の貫徹、命令の一部または全部の撤回、さもなければ問題の作品を再発行、利用、展示、製造、複製などを行わないように監視人を指名し、論争に決着がつくまで裁判所の金庫に売上金を保管しておくといった方法をとることができる。

第 36 条

作者、権利の所有者、その継承者の申請書に応答する形で、本法の条項に違反した偽造品を、最大 20 日間にわたって税関に留める件について、税関当局は理由を明示の上で命令を下すことができる。実施規制は、違反品留置の申請書および同封すべき書類の条件、禁止事項、手順、ならびに申請者が申請内容によって保証しなければならない担保金額を規定している。申請書の提出については、正式に提示されてから営業日 3 日以内に決定しなければならない、申請者は発行され次第決定について通知を受けるものとする。

実施規制に規定の禁止事項に基づき、税関に留置すると決定した品目を確認したいという関係者に対して、通関当局はむやみにその請願を拒んではならない。

第 37 条

他の法律の厳格な刑罰に左右されることなく、作者、著作隣接権の所有者、継承者からの承諾を得ずに以下を行った者は、2 カ月以上の拘留、および 10,000 ディルハム以上 50,000 ディルハム以下の罰金、あるいはいずれか一方を科せられるものとする。

1. コンピュータ、インターネット、情報網、通信網、その他の手段によって一般人が入手可能な、本法にて保護されている作品、演技、表音文字、放送番組の作成を含み、本法に規定する作者あるいは著作隣接権の所有者の持つ著作権および収益権に対する権利を侵害する行為。
2. 本法の条項に基づいて保護されている作品、表音文字、放送番組などの、販売、レンタル、その他の方法による流通。本条に規定されている罰金は、権利侵害した作品、演技、番組、録音テープの数の 2 倍を科すものとする。再犯の場合、その罰則は 6 カ月以上の拘留および 50,000 ディルハム以上の罰金である。

第 38 条

他の法律の厳格な刑罰に左右されることなく、以下に掲げる行為を行った者は、3 カ月以上の拘留、および 5,000 ディルハム以上 50,000 ディルハム以下の罰金を科せられるものとする。

1. 作者あるいは著作隣接権者が自己の持つ権利を整備し管理するために使用する技術に対する不正を行う目的で、または所有者の持つ権利を侵害し、複製の品質を一定水準に保つ目的で製造された、装置、機器、器具をまたは貸し出しのため、権利を有していないのに製造および輸入する行為
2. 本法律で規定されている権利を履行及び管理することを目的とした技術保護又は電子情報を無断で遅延させる又は阻止すること。

3. 著作者、権利者、又はその継承人からライセンスを得ることなく、当該プログラム、アプリケーション又はデータベースのコピーをコンピューターにロードする又は蓄積すること。

再犯の場合、9 カ月以上の自由刑(懲役、禁固又は拘留)、および 200,000 ディルハム以上の罰金が科せられる。

第 39 条

本法の第 37 条の条項を除き、作者あるいは作者の継承者から事前の許可を得ずに、コンピュータプログラムあるいはアプリケーションを使用した者は、各プログラム、アプリケーション、データベースごとに、10,000 ディルハム以上 30,000 ディルハム以下の罰金を科せられる。

再犯の場合、30,000 ディルハム以上の罰金を科せられる。

裁判所は、法人、営利法人、専門職法人による犯罪の場合、3 ヶ月以内の営業停止命令を下すことができる。

第 40 条

本法の第 37 条、第 38 条、第 39 条に規定されている刑罰にかかわらず、裁判所は不正複製品またはその派生品を押収し、破壊するよう命じることができる。また、裁判所は、不正複製品に使用された装置および機器の押収を命じ、さらに偽造罪を行った企業に対しては 6 カ月以内の営業停止を命じることができる。

有罪判決の要約は、日刊紙に発表する。場合によっては陪審員についての追記有り。

第 41 条

本法に規定されている刑罰に左右されることなく、本法に基づいて下された規則または命令に反した者は、6 カ月以下にわたって拘留されて罰金を科せられるか、場合によっては一方だけを科せられることもある。

補遺 E
商標法
(法 1992 年制定の No.37 連邦法を編入した 2002 年制定の No.8)

第 6 節

刑罰

第 (37) 条

次の者に対しては、拘留または 5,000 ディルハム以上の罰金、あるいは両方の判決が同時に科せられる

1. 元の商標または当該商標に類似する商標により識別される商品及びサービスに関し、公衆に誤認を生じさせる態様にて、当識商標の合法的な登録商標を偽造もしくは模倣した者および偽造もしくは模倣であることを知りながら使用した者
2. 故意に、第三者の持つ登録商標を自身の製品に付した者、または権限なく商標を使用した者
3. 偽造商標、模倣商標、権利を有さずに使用された商標が付された商品を情を知らずながら販売し、販売もしくは流通の申立を行い、販売目的で所持した者。加えて、偽造商標、模倣商標、権利を有さずに使用された商標を付けたサービスの申立を情を知らずながら行った者

第 (38) 条

以下の者は、1 年以内の拘留および 5,000 ディルハム以上 10,000 ディルハム以下の罰金、又はいずれか一方の刑に処する

1. 本法の第 3 条の 2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、14 項に準拠した登録を行っていない商標を使用している者
2. 正当な理由がないのに、登録が完了している又は登録簿記載の商品及びサービスを識別しているとの誤解を招くような文言を事故の商標又は文書に記載した者。

第 (39) 条

本法の第 37 条および第 38 条に規定された罪の再犯者に対しては、同様の罪を科すとともに、15 日以上 6 カ月以下の事業所閉鎖又は投資計画停止に処するものとする。また、行政規則規定の手続きに基づいて、有罪判決を受けた者の費用で当該判決を公表するものとする。

第(40)条

本法の第 37 条および第 38 条に規定されている訴訟により損害を被った者は、当該行為に責任を有する者から受けた損害に応じて、管轄民事裁判所に損害賠償のための訴訟を提起することができる。

第(41)条

控訴を提起する前であっても、商標登録を証明する公式証明書に基づいて、商標の所有者は、必要な予防措置として、いつでも管轄裁判所から以下に掲げる命令を入手することができる。

- (1) 本法に規定されている違反を犯すにあたって使用されていた機械類および道具類、および現地調達あるいは輸入した製品および商品、および土地と建物の住所、梱包、紙、その他違反の主題となった商標の付された品目にかんする目録および詳細目録の作成
- (2) 必要に応じ、差し押さえを受けた者から担保をとるため、裁判所が査定した額の金銭的保証を約束した申請者によって提出され次第、前条項に明記されている品物の差し押さえ

裁判所は、予防措置を講じる際の補佐として、1 人あるいは複数の専門家を任命する。予防措置を講じた当事者を起訴する場合、商標の所有者は予防措置の手続から 8 日以内に民事訴訟又は刑事訴訟を提起しない限り、その起訴は無効となる。

第(42)条

身柄拘束を受けている者は、その者が告訴されていない場合、本法第 41 条の最終段落に記載されている期限の満 3 日から 90 日以内、告訴されている場合は判決確定日から 90 日以内に、それぞれ身柄拘束の原因となった者に対して補償を請求することができる。いずれの場合も、告訴されていない場合には規定の期限が満了した後、告訴されている場合は確定判決が下された後に、それぞれ押収を受けた者に対してのみ担保が返還される。

第(43)条

裁判所は、押収品又は押収予定品の没収について規定するとともに、罰金又は補償金からそれらの価値を控除するか、あるいは適当と判断した他の方法で処理されるかを決定する。また裁判所は、違法商標の破棄に加え、必要に応じて、違法な商標や説明書を付した製品、包装、梱包品の破棄を命ずることができる。上記命令は無罪判決が下された場合であっても命ずることができる。裁判所は、本国においてアラビア語で発刊される刊行物又は日刊紙に、判決を受けた者の費用において当該判決を掲載するよう命令することができる。

補遺 F
不正行為取締法
(商取引の詐欺および欺瞞防止に関する 1979 年制定の No.4 連邦法)

U A E のシェイク・ザイド・ビン・スルタン・アル・ナハヤン大統領をはじめとする我々は、大臣の司法権、権限範囲、改定について、1972 年制定の暫定憲法の No.(1)法の条項を精読し、経済商務省の提案に基づき、閣僚評議会、続いて最高評議会で承認された。

第 (1) 条

刑罰については、拘留は 2 年以内、罰金は 500 ディルハム以上 10,000 ディルハム以下の両方を科する。以下の事柄について、何らかの形で契約した人を騙した者あるいは騙そうとした者は、以上の 2 つの刑罰のうちのいずれかを科す。

1. 販売した商品の数、量、サイズ、大きさ、重量、容量、規格、仕様
2. 契約内容と異なる品物を納入した場合、その商品の同一性
3. 商品の材質および品質、商品価値、その他の要素
4. 契約の時点において商品の種類、原産地、供給地に特に注目する場合、その商品の種類、原産地、供給地
5. シーズンあるいはシーズンオフ整理時に行われた、非現実的な商品および品物の値引き

不正あるいは本来とは異なる方法で重量、寸法、容量、スタンプ、シール、その他の検査を行ったと偽り、または偽ろうとした者、あるいは品物の計量、測定、検査などの作業を無効にする方法を実施した者、また実施しようとした者には、3 年以内の拘留、4,000 ディルハム以上 20,000 ディルハム以下の罰金的一方もしくは両方を科する。

第 (2) 条

刑罰については、拘留は 2 年以内、罰金は 500 ディルハム以上 10,000 ディルハム以下の両方あるいは一方を科する。

- (1) 人間や動物の食糧、薬剤調製品、農産物、天然産物、その他の販売のための材料に異物を混和させ、あるいは異物を混和させようとした者

- (2) 異物を混和させ、あるいは腐敗した人間の食糧や動物の食糧、薬剤の調製品、農産物、天然産物、その他の粗悪な材料を、情を知りながら販売、提供、もしくは販売しようとした者

違反者が商人あるいは行商人の場合、身の潔白を立証し、材料の出所を打ち明けられない限り、その者は混合および腐敗の事実気づいていたものとし、刑罰に処するものとする。

- (3) 人間や動物の食糧、薬剤の調製品、農産物、天然産物、その他の材料に異物混和するのに使用する材料を、準備、提供、販売しようとした者

出版に関する方法を通じ、異物混和の目的でこれらの材料の使用を促した者

前述の2つの条項に記載されている食糧、薬剤、農産物、製品、その他の材料が、人間や獣の健康に危険な場合、3年以内の拘留、1,000 ディルハム以上 20,000 ディルハム以下の一方もしくは両方を科するものとする。

上記条項に記載している刑罰は、購入者又は消費者が異物混入および腐敗について気づいている場合は科さない。

第(3)条

異物が混和し腐敗した食糧、薬剤調製品、生産物、製品、その他前条(1)の材料を、情を知りながら所持している者は、合法目的でそれらを所有していることを立証しない限り、6カ月以内の拘留、罰金は500 ディルハム以下の罰金的一方又は両方を科する。

食糧、薬剤、農産物、天然産物、その他材料を所持していることが判明した者は、人間および獣の健康に危険である場合、1年以内の拘留、もしくは2,000 ディルハム以下の罰金的一方又は両方の刑罰を科すものとする。

第(4)条

異物混和され腐敗している人間用食糧や動物用食糧、薬剤調製品、農産物、天然産物、その他材料を輸入してはならない。

経済商務省大臣は、指定期間内にこれらの商品を供給地に再輸出するように命令することとし、それがなされないときは輸入業者の出費で以て商品の廃棄処分するように命令することができる。

ただし、経済商務省大臣は自身の判断に基づき、相応しいとお判断した他用途に利用する場合、当該商品の輸入および販売を許可することもできる。

第(5)条

以下の事項は、経済商務省大臣の判断に基づいて規制することとする。

第一：食糧、薬剤調製品、生産物、製品、その他材料用の、特殊な器具、容器、包装材料の使用、あるいは販売を意図したそれら、商品の包装、安全、保存、配達、輸送の方法もしくは使用・保存・調達方法を伴う販売の方法、あるいは消費、名称、原産地、生産地、製造業者名などが商品と一致しないという状況、その他識別に必要な事項

第二：それらの商品および関連証明書に関連する記録帳および帳簿の保管および認証

第三：販売予定の材料構成に必要な成分および比率の決定

第四：本法適用の規定に関連する商品の輸入、輸出、製造、販売、調達、配達に関する事項

以下に記載されている刑罰を除き、これらの決定条項に違反する者は、6カ月以内の拘留、500ディルハム以上5,000ディルハム以下の罰金の両方、あるいは一方のみを科されることとする。

第(6)条

本法および行政規制の条項に違反したことにより科す刑罰は、連邦で組織された各首長国の担当当局の協力のもと、本目的で経済商務省から派遣されている高官によって確定することとする。

担当官は、司法調査官の資格をもって活動し、本法の条項への違反を摘発するため、食糧、薬剤調製品、生産物、製品、その他材料を置いた店および場所に立ち入って、条項を遵守して販売あるいは保管しているかを確認し、また、本法および規則に記載された手順に基づいて見本を採集する職権を有することとする。

第(7)条

本法の条項に違反していると思われる説得力のある根拠があれば、上記条項にて言及した担当官は、疑わしい材料を暫定的に押収することができる。

この場合、関係者は裁判所への出頭を命じられ、押収材料の最低3つのサンプルが、どの程度まで要求される仕様および基準を満たしているか、分析および測定に用いられる。サンプルは封蝋で密閉され、1つは関係者に手渡される。押収したサンプル及び材料を検証するために必要となる全ての項目を含む、議事録が作成される。腐敗しやすい材料のサンプルの分析は速やかに行い、サンプルの採集、保管、分析の規定に関する決定は、経済商務省が下すこと。

管轄裁判所において、押収品の解放を申請できるという違反者の権利とは無関係に、法律押収日から 15 日以内に押収命令を追認する判断を裁判所が下さない限り、法律の力をもって押収品は解放されることとする。

第(8)条

第(6)条に言及の担当官に対し、違反の商品がある工場、倉庫、店、その他の場所に入ろうとするのを妨害したり、材料からサンプルを採集しようとするのを妨害したり、その他の手段によって職務の遂行を妨害した者は、6 カ月以内の拘留、500 ディルハム以上 5,000 ディルハム以下の罰金の 2 つの刑罰のうちの両方もしくは 1 方を科すこととする。

第(9)条

第(2)条および第(3)条に記載されている犯罪のうち、1 つを犯した者を科するにあたり、裁判所は刑罰と関わりのある食糧、薬、生産物、製品、犯罪の主要部を構成するその他材料を没収する旨の判決を下すことができる。

この場合において、裁判所は、有罪判決を受けた者の費用で以て、地元の 1~2 紙の日刊紙に判決を掲載する命令を下すこともできる。

第(10)条

第(2)条および第(3)条に記載されている犯罪のうち、1 つを犯した商業法人、専門職法人、工匠法人のオーナーを起訴した時点で、管轄裁判所は店舗の 6 カ月以内の操業停止の命令を出すことができる。

再犯の場合、裁判所は許可証の取消を行い、許可証の所有者が U A E 国籍ではない場合、本人に出国を命じることができる。

第(11)条

再犯者は、拘留と罰金の両方を科せられることとする。

前述の条項に記載されている犯罪および商取引における詐欺および欺瞞の防止に関するその他の法律に記載されている犯罪は、常習的犯行の面で類似したものと見なすこととする。

第(12)条

経済商務省大臣は、本法の条項の履行に必要な行政決定を下すこととする。

第(13)条

管轄の及ぶ範囲において、大臣および連邦を構成する首長国の関連当局は、本法の条項を履行し、その条項を官報に発表し、発行の日から 3 カ月以内に発効させることとする。

補遺 G
不正行為取締規則
(商取引における詐欺および不正行為の防止に関する 1979 年制定の No.4
法に対する行政規制についての 1984 年制定の No.26 行政決定)

経済商務省大臣

各省の司法権および大臣の権限と改定法に関する 1984 年制定の No. (1) 連邦法の裁判
管轄権の取得後

及び商取引における詐欺および不正行為の防止に関する 1979 年制定の No. (4) 連邦法

及び農業検疫に関する 1979 年制定の No. (5) 連邦法

及び動物検疫に関する 1979 年制定の No. (6) 連邦法

及び製薬施設に関する 1983 年制定の No. (4) 連邦法

及び次官の提出書に基づき、下記を決定した

第 1 章

不正競争宣伝

第 (1) 条

1979 年制定の No. (4) 法の条項および本規定の条項の適用において、宣伝を直接的間
接的とを問わず以下のように定義する。

- 1) 販売した商品数、量、寸法、容量、重量、標準、仕様
- 2) 商品が製造もしくは生産された地域又は国、および製造日又は生産日
- 3) 商品の製造または生産方法
- 4) 商品の組成成分
- 5) 商品種類、原産地、供給地
- 6) 名称、内容、生産者、工場
- 7) 特許、商標、その他工業所有権、商業上あるいは工業上の営業許可、賞、特権

第 (2) 条

宣伝は、生産場所、店内、包装表紙、証書、書簡、広告メディアその他の商品を公衆に提示するいかなる方法においても、あらゆる角度から照らし合わせてみて事実即していなければならない。

第(3)条

商品の製造あるいは生産が行われた国および地域などが、明瞭な文字で詳細に書かれているものでない限り、名称、販売店、輸入業者、住所などは商品や製品に記載してはならない。

第(4)条

貿易業者は、商品の原産地、商品明細、重要性に関して、事実と反する情報や虚偽の発言を公表してはならない。また、昇進、受賞、褒美に関する虚偽の発表や世間に誤解を与えるようなことをしてはならない。

第(5)条

貿易業者、製造業者、生産者に対し、以下の行為を禁止する。

- 1) 直接的間接的とを問わず、商品の原産地および供給地について、あるいは輸入生産者および製造者の人格などについて、不正確であったり誤解を招いたりする説明書の使用。
- 2) 直接的間接的とを問わず、原産地名の不正確な使用であったり誤解を招いたりするような使用、あるいは、仮に正確な原産地が記入されていたり、翻訳した名が使われていたとしても、それらの模倣的使用、種類やブランド、模倣品などに関連する名称の使用。
- 3) 偽造あるいは模倣した商標の使用、違法行為を承知で商標を付れたり、事実を歪曲したりするなど。ここで商標とは目に見える方法で以て、他製品と区別するために使用するものをいう。
- 4) 本物と見分けがつけにくい商品名、製品、商業活動、産業活動など、誤認混同を惹起する行為。

第(6)条

輸入商品は例外なく原産地証明に基づくのでなければならない。商品、梱包箱、包装紙などに説明書や商標が付けてあるか否かに関係なく、原産地および供給地に関する偽りや誤解を与えかねない説明書きや商標を付れたりした場合、本国への輸入を禁止する。

本規制の条項の適用に関して、商品の原産地とは生産国を意味し、商品の供給地とは製品が輸入されてくる国を意味する。

第(7)条

製品の原産地および所有権を保護するため、本法および規則に明記された条件を満たしていない商品の輸入は全て禁止する。また、経済商務省大臣は、規制の第(44)条に記載の委員会からの報告を基に、事例ごとに禁止を解くことができる。

第2章

本法の条項に基づく材料の輸入規制

第(8)条

人間用食糧、動物用食糧、医薬、農産物、天然産物、その他材料などで、不正品又は腐敗している場合は輸入してはならない。製品が腐敗しやすいものである場合、輸入業者は通知を受けた日から1週間以内に供給地に再輸出しなければならない。その他製品の場合は2週間以内に供給地に向けて再輸出しなければならない。猶予期間は必要に応じて延長される。

輸入業者が期限内にかかる商品の再輸出を行わなかった場合、輸入業者の存在、不在に関係なく、製品を輸入業者の出費で以て破棄すること。輸入業者に保管、処理、および商品の輸出や破棄を行った業務の費用を請求することは、税関部門および当該港の職権を害するものではない。

再輸出、期間延長、商品の破棄の決定は、当該税関局長の勧告に基づき、経済商務省大臣が行う。

当事者による請願および本規制の第(44)条に述べる委員会の承認に基づき、経済商務省大臣は、相応しいと判断した用途に利用する場合、本国への不正品又は腐敗した商品の輸入を認める決定を下すことができる。また、かかる決定は、当該商品を流通させるにあたっての条件、および用途と流通範囲を含むものである。

第5章

管理 - 見本

第(37)条

それぞれ独自の司法権を持つ各首長国の税関部門は、1979年制定のNo.(4)法の条項および本規制の条項に違反していないことを確認するため、輸入製品が発売される前に、

当該製品を検査しなければならない。当該規制に違反している場合、本国への流入を防止するため、商品を留置し、販売を許可してはならない。

本規制の第(8)条に明記した期限内に、輸入業者が原産地宛てに違反品の再輸出を拒否した場合、違反は業務日誌に書き留め、商品に関する書類と一緒に税関局長に提出しなければならない。

第(38)条

それぞれ独自の司法権を持つ海港および陸地入国地点の自治体管轄の検疫健康課の担当検査官は、持ち込み許可を与える前に、輸入食糧を一部あるいは全部検査しなければならない。1979年制定のNo.(4)法の条項、および本規制の条項に違反していると疑いを持った場合、商品見本を分析用に採集し、業務日誌にそのことを記入し、当該税関部に貨物留置の通知をすること。

違反を立証した場合、業務日誌および商品に関する書類を当該税関局長に提出しなければならない。本規制第(8)条に規定された期限内までに輸入業者が原産地向けに違反品の再輸出を拒否した場合、税関局長は、後に税関部の長官に提出することになる。

第(39)条

自治体の保健および貿易許可証を担当する検査官、又は保健省の検査官は、1979年制定のNo.(4)法の条項、および本規制の条項に対する違反容疑の疑いで立件しなければならない。

それぞれ司法権を持つ担当官は、上述法の第(6)条に明記している司法権を有するものであり、違反の立証を行わなければならない。担当官は条項の適用を受ける商品が陳列あるいは保管されている店および場所に入り、分析に必要な見本を採集することができる。また、本規制に記載された条項に基づき、業務日誌にサンプルおよび押収品について記載しなければならない。

商品差押命令は管轄裁判所に提出され、押収した日から数えて15日以内に差押命令を追認する判定が出ない場合、商品は合法的に販売されるものとする。

第(40)条

見本は、店または商品の所有者または代理人の立ち会いの下、商品の種類ごとに無作為に採集することとし、十分に混合させ、3つの見本に分けて、それぞれを容器に入れて密封することとする。容器には以下の内容を記載したラベルを貼り付けなければならない。

- 1) 見本採集日
- 2) 見本の種類および数量
- 3) 採集した見本の商品の所有者の氏名および住所

4) 見本を採集した担当官の氏名および職位

見本のうち1つを関係者に送付し、見本を採集した担当者が保管し、分析を行うため、送付しなければならない。

第(41)条

採集した見本について日誌を書き、前条の記述に以下を追記しなければならない。

- 1) 図と文字で日誌を記入した日時
- 2) 見本を採集した場所の住所
- 3) 見本の数、見本ごとの量
- 4) 見本を採集した商品の数量、おおよその価格
- 5) 見本採集時の状況および商標の記載内容、見本から採集した材料名、見本および見本から採集した材料に関する内容

第(42)条

所有者の責任で以て押収品を隔離し、印を付け、保管しなければならない。また、以下の内容について日誌に記入しなければならない。

- 1) 押収について日誌に記入した場所と日時
- 2) 図と文字で日誌を書いた者の氏名、職位、署名
- 3) 押収を実施した担当官の氏名、職位、署名
- 4) 押収品所有者の氏名、地位、職業、住所
- 5) 押収品の種類、数量、おおよその価格
- 6) 押収、発見、追跡を逃れた商品
- 7) 商品の所有者または代理人の陳述および署名、陳述を拒否した場合、その旨日誌に記載のこと
- 8) 他の有効な議事録又は違法な在庫調査の存在及びその拒絶の指摘
- 9) 日誌を書き終えた日時

第(43)条

分析結果は商品の所有者に通知される。もし分析の結果押収商品の違法性が判明し、商品が押収された管轄区の局長が商品の所有者が誠実であることを認め、所有者が自己負担で以て商品の破棄を行うことに同意した場合、本件は決着したものと見なし、経済商務省は本件についての決定を発表しなければならない。

そうでない場合、調査を完了し、分析結果を入手した後、商品の所有者を起訴するため、報告書を検察官に提出することとする。

第(44)条

経済商務省大臣が下した行政決定に基づき、経済商務省次官が統括する委員会を設置する本委員会は、経済商務省、保健省、農業水産省の各省庁が任命した代表者で構成される。自治体の書記局からの代表は書記長が、税関評議会からの代表は会長が、連邦商工会議所からの代表は書記長がそれぞれ任命する。その他、法律違反が発生した場所を管轄する税関部および自治体からもそれぞれの代表を送り、税関部の場合は税関部長が代表を任命し、自治体もその長が代表をそれぞれ任命する。また、同管轄区の商工会議所からも会頭が代表者を任命することとする。

委員会は、経済商務省大臣、ならびに 1979 年制定の No. (4) 連邦法の条項と本規制に対する違反が発生した場所を管轄する部門が提出した依頼に対して、その調査内容の如何を問わず調査を担当することとする。また、委員会は、調査内容に適切と思われる措置を講じるため、調査依頼が提出された日から数えて 15 日以内に調査を完了させ、経済商務省大臣に決定を提出しなければならない。

第(45)条

本決定は官報に公表され、官報発行日から効力を生ずるものとする。

サイフ・アリ・アル・ジャワン
経済商務省大臣

発行地：アブダビ、
日時：1984年6月14日

補遺H
商慣習法
(商慣習法を公布した1993年制定のNo.18連邦法)

パート3

違法競争

第64条

貿易業者は、競業他社の顧客を自社の顧客にするために他の貿易業者の従業員を唆したり、会社を退社させて自社に入社させたり、秘密を従業員から得ようとしてはならない。以上の行為は違法競争と見なし、これを行った者は相応の補償金を支払わなければならない。

第65条

貿易業者は、商品の原産地あるいは詳細、その他性質や重要性に関して虚偽を流布してはならない。また、競業他社の顧客を自社の顧客にするため、評価、許可証、受賞歴などについて虚偽の宣伝を行ったり、その他の不誠実な手段に訴えてはならない。これらを行った場合、それによって生じた損害賠償に対する責任を負うものとする。

第66条

貿易業者は、商品の販売にあたり、競業他社の利益を損なうような、不正な手段を講じたり、偽の情報を発表してはならない。これらを行った場合、それによって生じた損害賠償に対する責任を負うものとする。

第67条

貿易業者は、元使用者および元従業員に対して、真実に反する許可証を出してはならない。これを行った場合、誤解を招くような許可を出したとして、他の貿易業者が被った損害賠償に対する責任を負うものとする。

第68条

- 1) 貿易業者が同意なしに他の貿易業者の社名を使用した場合又は社名所有者が法律に違反する形で使用した場合、関係者は管轄の裁判所に社名使用差止の申請を行い、当該社名が商業登記簿に載っている場合は削除の申請を行わなければならない。また、上記申請によって当該業者の権利が害されることはないものとする。

- 2) 前項の条文に違反する者は、禁固又は 10,000 ディルハム以上の罰金のいずれかの刑に処する。

第 69 条

商社に対して取引状況に関する情報提供を業とする者で、故意又は重過失によって貿易業者の営業活動および財務状態に関する虚偽の情報を流す者は、それによって生じた損害賠償に対する責任を負うものとする。

第 70 条

前条は他法令によって同様の行為に対し課せられた刑罰には何らの影響も与えない。

**補遺 I
特許法
(組織および特許、図面、工業製品の工業所有権保護に関する 2002 年制定
の No.17 連邦法)**

第 15 条

1. 特許は特許権者にこれを与えるものとする。
 - a. 特許実施権。物の発明に係る特許である場合、生産又は使用又は販売目的の展示又は販売、又はこれらの目的のための輸入を特許発明の実施と見なす。方法の発明又は物を生産する方法の発明に係る特許である場合、特許権者は当該方法に対する実施権のみならず、それを直接利用して製造される製品に対しても同様の権利を持つものとする。

物の発明に係る特許である場合、特許権者は他人が許可なく生産又は使用又は販売目的の展示又は販売、又はこれらの目的のための輸入を行うことを禁止する権利を有する。

方法の発明又は物を生産する方法の発明に係る特許である場合、特許権者は他人が許可なく当該方法の使用に加え、それを直接利用した製品の使用又は販売、又はこれらの目的のための輸入を行うことを禁止する権利を有する。
 - b. 方法を使用する行為及びそれを直接利用した製品に関する前項 (a) 記載の行為を行うこと。これは当該方法及びその新規応用もしくは公知の生産手段に特許又は収益証明が与えられている場合に限るものとする。
2. 特許又は収益証明が与えられた前条 1 の権利は、製造又は販売の目的で行われる行為にのみ及びものとし、販売後の個人的行為についてはこの限りでない。

第 43 条

図面又は工業用模型及びそれに付随する条理又は法律上の権利に関しては、本法規定の保護を受けないものとし、その法源となる法律又は本国が加盟する国際協定もしくは条約上の保護を受けるものとする。

第 44 条

当該部門の特別登録簿に登録していない限り、図面又は工業用模型は本法規定の保護を受けることができない。登録の申請及び審査は、本法行政規則に規定されている手段及び料金に基づいて行わなければならない。

第 51 条

本法規定の保護を与えられた図面又は工業用模型に関しては他人が以下の行為を行うことを禁止することができる。

1. 製品の生産における図面又は工業用模型の使用
2. 図面又は工業用模型を利用した製品の輸入及び使用もしくは販売目的の展示もしくは販売のために当該製品を所有すること

本法で保護された図面または工業用模型の使用範囲を逸脱した行為、及び書類で保護された図面および工業用模型とは異なる製品に関しても、合法的なものを見なしてはならない。

補遺 J
ジェベル・アリ自由貿易地域法
(ジェベル・アリ港の自由貿易地域における商業活動に関する
1986年ドバイ法 No.2)

第 1 条

本法は、「1986年制定のジェベル・アリ港の自由貿易地域における商業活動」として引用すること。

第 2 条

文脈にそぐわない場合を除き、以下の単語および表現は以下に列挙した意味を持つものとする。

政府	ドバイ首長国政府
首長国	ドバイ首長国
自治体	ドバイ自治体
自由貿易地域	ジェベル・アリ自由貿易地域
当局	ジェベル・アリ港自由貿易地域局
商品	材質を問わず、あらゆる品物、材料、機械類
会社	自由貿易地域での商業活動を許可された会社
個人	自由貿易地域での商業活動を許可された個人

第 3 条

本法の第 13 条の条項に基づき、自由貿易地域は、供給地が国内外国であることを問わず、あらゆる種類の商品に対して解放されている。

第 4 条

自由貿易地域に輸入される商品または製造される商品は、関税を免除されるものであり、これにより関税を徴収してはならない。

第5条

自由貿易地域における、工場、組立プラント、その他の産業プロジェクトに基づく建設、および海運業、保険業、倉庫業、その他の商業金融活動はこれを許可する。

第6条

自由貿易地域における消費・使用のために、当該地域に商品を留置することについてこれを許可する。またかかる商品については関税を免除するものとする。

第7条

自由貿易地域からドバイ税関管轄区への商品移動は、海外から輸入する場合と同様に考え、これに対して有効な関税表の条項に基づく、関税を徴収するものとする。

第8条

自由貿易地域での活動に関する法人、個人、自由貿易地域で働く従業員の所得税を含む全ての税は、当局の決定に基づいて50年間もしくはそれと同程度の更新を認められた期間免除される。上記期間は、当該法人、個人、従業員の商業活動が開始された日から起算するものとする。

第9条

自由貿易地域内の財産又は個人および法人の活動は、国有化あるいは私有制限措置の拘束を受けないものとする。

第10条

法人、個人、従業員は、自由貿易地域外に資本、売上、賃金を全ての通貨で持ち出すことに関して、50年間は何らの制限も受けない。上記期間は、自由貿易地域において、当該法人、個人、従業員の商業活動が開始された日から起算するものとする。上記期間は、当局の決定によって同程度の期間で更新されるものとする。

第11条

法人および個人は、自由貿易地域での事業展開にあたって、自由に人を雇用できるものとする。ただし、経済封鎖の対象となっている国、あるいは経済封鎖を予定している国の国籍を有した者を除く。

第 12 条

自由貿易地域における法人、個人、従業員の活動は、自治体の権力および職権、あるいは関連法および規制による拘束を受けない。

第 13 条

以下の商品を自由貿易地域に持ち込むことを禁止する。

1. 仕損品
2. 商業、工業、知識、文学、工芸などの所有権を保護する法律を侵害する商品
3. 不買商品もしくは政府が不買を決定する可能性のある商品
4. 啓示宗教の信仰、教義、思想に反する文章、図、装飾品、標章、外観の商品
5. 生阿片、加工阿片、コカの葉、大麻（インド大麻）、ハシシュ、大麻（インド大麻）樹脂、カート葉
6. 軍事用品および弾丸。ただし、首長国管轄当局の許可がある場合を除く

第 14 条

本法の条項と矛盾する他の法律または規制の条項は、例外なく無効とする。

第 15 条

本法は、官報が発行された日を以て発効日とする。

補遺 K 商業代理店法

1981 年制定の No.18 連邦法 1988 年制定の No.14 連邦法改正（商標代理店組織について）

U A E 大統領シェイク・ザイド・ビン・スルタン・アル・ナハヤン

暫定憲法

及び各省庁の管轄権および大臣の職権の範囲改定についての 1972 年制定の No.1 連邦法の条項

及び商業代理店規制に関する 1981 年制定の No.18 連邦法

及び閣僚で承認され、最高評議会に批准された経済商務省大臣の提起に基づいて

以下の法律を発布した

第 1 条

1981 年制定の No.18 連邦法の 1、2、6、8、10、12、14、16、22、23、27、28、29、30 の各条の条項は、以下の条項と差し替える。

第 1 条

本法の条項に使用するにあたり、以下の単語および表現は、文脈にそぐわない場合を除き、以下に並べた意味を持つものとする。

U A E : アラブ首長国連邦

本省 : 経済商務省

関係当局 : 関係首長国の地元当局

委員会 : 本法の第 27 条に基づいて設立された商業代理店委員会

商業代理店 : 商業代理店とは、U A E 国内において、あらゆる商品およびサービスの流通、販売、展示、供給を行う見返

りに、手数料および利益を得る代理店の代表者を意味する。

本人： 本人とは、U A E 国内外において、操業を行う生産者および製造業者、または生産者自身がマーケティング活動を行わない場合における、生産者が承認した輸入業者、独占的販売代理店を意味する。

代理人： 代理人とは、U A E 国籍を持つ自然人、又は代理店契約の範疇に入らない活動は行わないことを条件に、代理店としての資格を与えられたU A E 国籍の自然人が完全支配する法人を意味する。

第2条

商業代理店活動は、U A E 国籍を有する者、あるいはU A E 国籍の自然人が完全支配する会社によって、U A E 国内で実施される活動に限定する。

第3条

商業代理店活動は、本省が保管する商業代理店登録簿に登録された代理店が、本国においてのみ行える活動である。登録されていない代理店の活動および訴訟は一切認めないものとする。

第4条

有効な代理店契約として、代理店は本人と直接書面による合法的な契約書を交わさなければならない。

第5条

全首長国又は一首長国もしくは数首長国において、本人は代理店に仕事を依頼することができる。すべての場合において、代理店の仕事である品物の販売およびサービスは、当該地域に代理店を持つ代理人にのみに依頼できるものとする。

代理人は、代理店を置く首長国あるいは数首長国の販売業者から支援を依頼することができる。

第6条

商業代理店契約は、契約当事者の相互利益について交わされているものと見なす。U A E の裁判所は、本人と代理店の間で締結された契約の履行で発生した争いについて審理する管轄権を有する。また、契約と矛盾する合意は無効と見なす。

第7条

代理店は、自身が開拓した取引ではない場合でも、本人又は代理店のある地域の第三者が契約を交わした取引を担当する権利を有する。

第8条

本人は正当な理由なしに、代理店契約を破棄したり、更新を拒否することができない。本人と代理店との間で諾成契約を交わして代理店を抹消しない限り、代理店との契約条項が制限されたものであったとしても、代理店は他の代理店の名前で商業代理店登録簿に登録することはできない。これは、本法第 27 条に基づいて設立された委員会の意見により、代理店を終了する十分な理由あるいは代理店の更新を拒否する十分な理由がある場合も同様である。

第9条

代理人に過失がないにも拘らず、代理店が不適切な時期あるいは理由で撤退する場合、代理人は被った損失の補償を請求できるものとする。代理店契約の更新を本人が拒否した場合、代理人は適切な額の補償を要求することができるものとする。ただし、代理店が更新を拒否するのに十分な過失を冒したことを本人が立証できる場合はその限りではない。これは、代理人が本人の製品の流通と販売促進に対し十分な成果を上げ、契約更新の拒否が代理人に損失もしくは期待利益の喪失になることを、代理人が立証できる場合に限られる。

第10条

商業代理人登録簿への代理店登録の申請は、当該目的のために用意された標準書式を本省に提出しなければならない。登録申請書には、代理人の氏名、本人の氏名、国籍、住所、商業代理店が取り扱う商品とサービス、代理店の担当区域、代理店の開始日と期限を記入しなければならない。

商業代理人が営利会社の場合、前述の段落で述べた項目以外に、登録申請書には、会社名、法的地位、資本、U A E 内の本社および支社の住所を記載すること。

登録申請書には、以下の項目を含む関係書類を添付すること。

1. 関連首長国の管轄当局が発行した、代理人の貿易許可証および商業登録証の原本と写し。
2. 管轄当局が認証した代理店契約書の原本および写し。写しと同一であることを確認したら、原本を管轄当局に返却のこと。

第11条

本省は、提出日から数えて15日以内に、登録申請書についての決定を発表しなければならない。申請が受理された場合、代理人は本省に登録した証として公認の証明書を交付される。関連項目も含め、申請書の受理については官報で発表され、自治体、税関、商工会議所本部、関連の地方商工会議所に通知される。

第12条

本法に記載された登録条件を満たしていない場合、本省は登録を拒絶することがあり、その場合は本省に提出した登録申請書の拒絶理由を示すものとする。本省は、書簡で以て郵送あるいは持参された必要書類とともに申請が提出された日から数えて1カ月以内に当事者に拒絶決定を通知しなければならない。上記1カ月通知以内に本省の部門からの連絡がない時は、拒絶決定がなされたものとする。申請書を拒絶された申請者は、拒絶判定の通知を受け取ってから60日以内、または本法の第16条の条項に基づいて回答なしの状態申請書を提出してから1カ月以内に、拒絶判定に対して管轄民事裁判所に上訴できる。

第13条

商業代理人、法定代理人、代理人死去の場合その継承者は、本法に記載されている項目で変更や訂正を要する個所に従って登録を変更する場合、変更または訂正の日付から数えて最大60日目までに本省に通知する必要がある。

前段で言及した申請書の受理決定は、官報に詳細を公表する。自治体部、税関、商工会議所本部にも上記決定を通知する。

第14条

代理店契約が破棄または期限切れになり次第、商業代理人、法定代理人、代理人死去の場合の継承者は、破棄日、死亡日、期限日のうち最新の日から数えて60日以内に、商業代理人登録簿から代理店登録を抹消するため、本省に関係書類とともに申請書を提出しなければならない。

代理店登録抹消の理由を本省に立証できれば、抹消対象者に郵便で通知し、抹消対象者から代理店抹消を正当化する理由に対しての異議申し立てが60日以内までになかった場合、初めて削除されるものとする。抹消対象者が期限までに異議申し立てをしなかつ

た場合、さらに延長された 60 日以内に異議申し立てできるように、同様な方法にて再度通知される。それでも異議申し立てが出ない場合、本省は関係当局の意見を求めた後、本省自らの決定で登録を抹消する。

第15条

本法の申請中止の条項にあてはまる場合、商業代理人は、抹消が必要になった日から数えて60日以内に、商業代理人登録簿への登録を抹消する旨の申請書を本省に提出しなければならない。本省は登録簿から直ちに入力を削除するものとする。

上述のような事態を別ルートから知らされた場合、前条の第2項に明記された条件に基づき、本省は登録を抹消するものとする。

第16条

登録、訂正、抹消の申請は、関連書類を添付してこれを行う。本省は必要書類の提出を申請者に要求した後、申請書を受理することができる。

第17条

商業代理人登録簿への変更、訂正、抹消などがあった場合は商業代理人登録簿に入力されている代理人氏名とともに、本省は自治体部、税関、商工会議所本部、本国内の地方商工会議所に対して、30日以内に通知するものとする。

第18条

当事者は、登録からの抜粋および非登録証明書を管轄当局から入手できる。

第19条

本法の施行規則には、商業代理人登録簿への登録、変更、訂正、抜粋取得の各料金を明記する。

第20条

本法の規制が発布されてから操業を行う商業代理人は、本報告書に明記されている規制および条件に基づき、規制の発効日から数えて6カ月以内に、登録簿への入力を申請しなければならない。

本法に明記された条件を満たさない商業代理人は、本法が発布された日から数えて1年以内に、本法に明記された条件を満たすようにしなければならない。

上記に明記された期限以内に、本法に明記された条件を満たすことができない商業代理店は、法的に無効とされる。

第21条

商業代理人は、輸入する耐久商品のメンテナンスに必要となる予備部品、工具、装置、付属品、金具を用意していること。

第22条

本法の条項に違反して商業代理店活動を行う者は、5,000 ディルハム以上の罰金を科せられるものとする。裁判所は、本省、管轄当局、商工会議所本部、代理店が活動する現地の商工会議所に対して、発布後直ちにその決定を通知するものとする。

第23条

代理人以外の者と貿易を行う目的で、別の代理人の名前で本省に登録してある場合、当該商業代理店が担当する商品、製品、その他材料を輸入してはならない。U A E 税関部は、代理人ではない者を通じて輸入した場合、本省の承諾または代理人本人の同意がない限り、上記製品の輸入禁止を解除しないものとする。U A E 税関部およびU A E 管轄当局は、本省の要求に基づき、上記輸入品を差し押さえ紛争が解決するまで、上記輸入品を港または輸入業者の倉庫に保管する。

第24条

刑法またはその他刑罰法規に記載されている厳しい刑罰に関係なく、以下の違反を犯した者は例外なく5,000ディルハム以上の罰金を科するものとする。

- a) 商業代理人登録簿の登録、抹消、入力に関する虚偽の情報を、管轄当局あるいはその他当局に故意に流した者。本法の規制に反する登録、抹消、入力と関連する虚偽の情報の場合、裁判所は、規定の刑罰に加えて、状況に応じて登録、入力、抹消を無効にし、その判決を官報に発表するよう命令するものとする。
- b) 自然人および法人を対象にした商業代理人であるとか、商品、製品、材料などの販売や流通の代理人などといった虚偽の情報を、刊行物、商業通信、その他メディアに流した場合。その場合、裁判所は、状況に応じて、又は裁判所が定めた日に情報の訂正を命令する。当該判決は官報に公表されるものとする。

第25条

[廃止]

第26条

管轄裁判所は、本法で記載されている判決に加えて、商業代理人の工場と敷地を閉鎖するよう命令できる。管轄当局は、閉鎖の原因がなくなった場合、あるいは事業を清算す

る場合、関係者の要請に基づき、工場と敷地を再開することを決定することができる。

第 27 条

商業代理店の委員会は、以下の委員で構成される。

1. 経済商務省の次官（会長）
2. 関連各首長国の自治体代表 - 自治体長官が任命（委員）
3. 関連各首長国の商工会議所の委員会の代表 - 会議所の所長が任命（委員）
4. 自治体の書記局の代表 - 自治体書記局の委員会が任命（委員）
5. U A E 商工会議所本部の代表（委員）

委員会は、経済商務省大臣の決定に基づき組織されるものとする。委員会は、大臣が似任命した書記長を就任させるものとする。書記長は委員会の審議時に投票権を持たないものとする。

第 28 条

委員会は、商業代理店で生じた紛争を審理する権利を有する。委員会に申請書が提出されてから 60 日以内に紛争の審問を開始すること。任務を完遂するにあたり、委員会の意見に基づいて補佐役として相応しいと思う者を書面で以て任命ことができる。補佐役として委員会から任命された者は、任務を通じて知り得た機密事項を漏洩してはならない。

第 29 条

本法の条項の履行確認を命じられた本省および関係当局の職員は、本法の条項および実施に関する違反を犯したことの立証のため、代理店および登録簿への登録に関する書類および文書を閲覧し、捜査と裁判のため関係当局に状況を通知することを任務とする。商業代理人は、上記従業員に対して任務遂行に必要な詳細、情報、書類を提出しなければならない。

U A E 警察部は、本法の条項あるいは履行決定に反するものを記録し証明する任務を上記職員が行えるようにしなければならない。

第 30 条

前条に記載の職員の名簿は、経済商務省大臣の決定に基づいて発表すること。この決定は、本法の条項違反の立証に係る手続きを規定するものである。

上記職員は、立場を利用して入手したものが機密事項の場合、それを漏洩することを禁じる。これを犯す者に対しては、刑事責任および民事責任に関係なく処罰が科せられる。

第31条

本法に矛盾する旧条項はこれを無効とする。

第32条

経済商務省大臣は本法を施行し、施行に際して必要となる規則および規制を公布する。

第33条

本法は官報に発表され、発表日から6カ月後に効力を生じるものとする。

[特許庁委託]

アラブ首長国連邦における模倣品水際取締

[著者]

Clyde & Co:
Middle East Regional Office;
PO Box 7001, 3rd Floor, City Tower 2,
Sheikh Zayed Road, Dubai, United Arab Emirates.
Tel: +971 4 331 1102
Fax: +971 4 331 9920.
Email: IP@clydeco.ae

Lovells Tokyo:

15th Floor Daido Seimei Kasumigaseki Building,
1-4-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013.
Tel: 81 3 5157 8200
Fax: 81 3 5157 8210.
Email: lloyd.parker@lovells.com (日本語可);
kensaku.takase@lovells.com (日本語可)

[発行]

日本貿易振興機構 経済分析部
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2005 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2005 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。